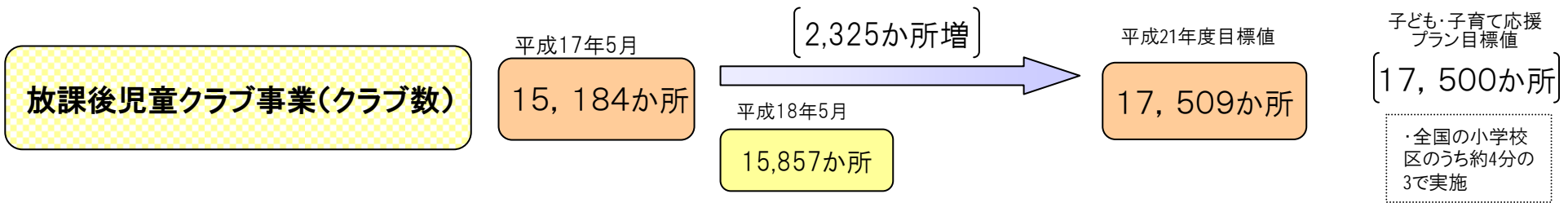
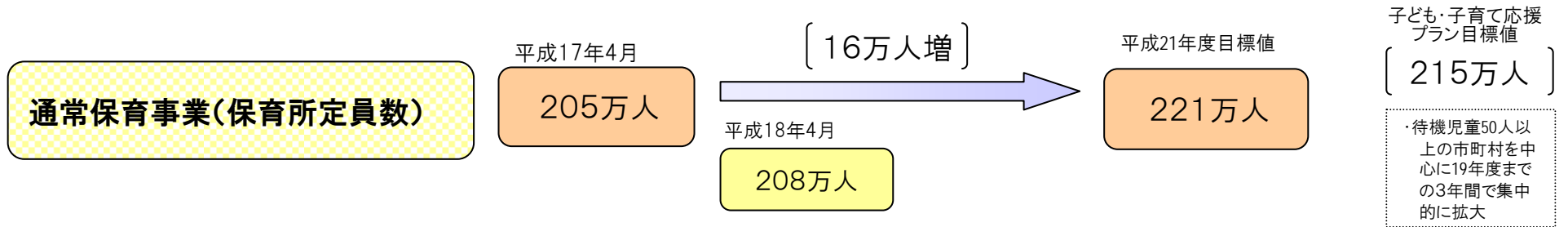


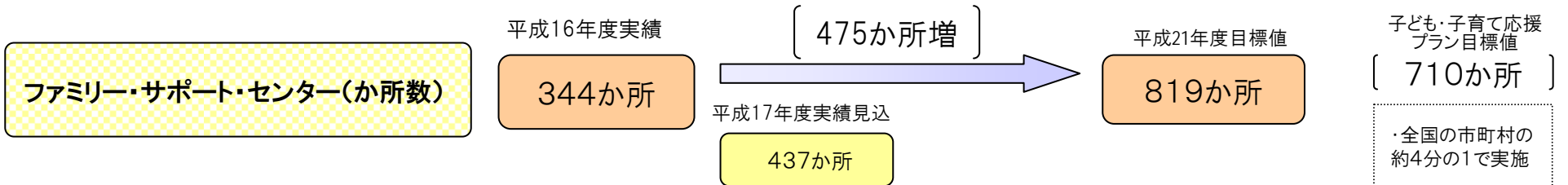
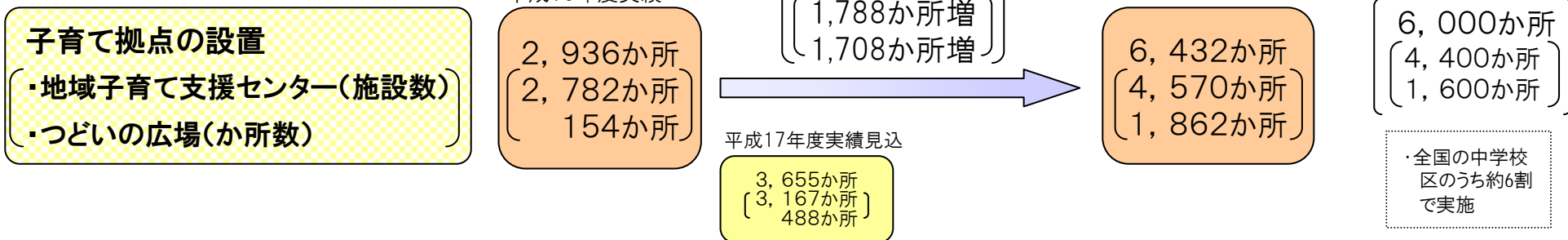
地域行動計画に基づく地方公共団体の取組状況について

市町村行動計画による子育て支援関係事業の目標値について

- 市町村においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定・公表することとされている。
- 策定された行動計画（平成18年9月現在、1,843市町村）によれば、子育て支援関係事業について、次のようなサービスの拡充となっている。



地域の子育て支援



一時的・臨時的保育ニーズへの対応

一時・特定保育事業(保育所数)

平成16年度実績
5,534か所

〔4,648か所増〕

平成21年度目標値
10,182か所

平成17年度実績見込
6,589か所

子ども・子育て応援
プラン目標値
〔9,500か所〕
・全国の中学
校区の9割
以上で実施

ショートステイ事業(か所数) トワイライトステイ事業(か所数)

平成16年度実績
ショートステイ
364か所
(254市町村で実施)
児童養護施設等で実施
349か所
その他 15か所
トワイライトステイ
134か所
(91市町村で実施)
児童養護施設等で実施
117か所
その他 17か所

〔 ショートステイ
474か所増
トワイライトステイ
451か所増 〕

平成21年度目標値
838か所
(606市町村で実施)
585か所
(332市町村で実施)

平成17年度実績見込
ショートステイ 571か所
(427市町村で実施)
〔児童養護施設等で実施 494か所
その他 77か所〕
トワイライトステイ 292か所
(192市町村で実施)
〔児童養護施設等で実施 216か所
その他 76か所〕

子ども・子育て応援
プラン目標値
〔 ショートステイ
870か所
トワイライト
ステイ
560か所 〕
・全国の児童
養護施設等の
約9割で実施
・全国の児童
養護施設等の
約6割で実施

病後児保育事業(か所数) 〔 派遣型 施設型(施設数) 〕

平成16年度実績
496か所
〔 19か所
477か所
(341市町村で実施) 〕

〔 926か所増
〔 89か所増
837か所増 〕 〕

平成21年度目標値
1,422か所
〔 108か所
1,314か所
(860市町村で実施) 〕

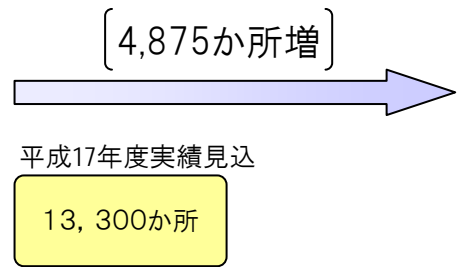
平成17年度実績見込
598か所
〔 22か所
576か所
(389市町村で実施) 〕

子ども・子育て応援
プラン目標値
〔 1,500か所 〕
・全国の市町
村の約4割
で実施

保育時間延長等への対応

延長保育事業(保育所数)

平成16年度実績
11,755か所

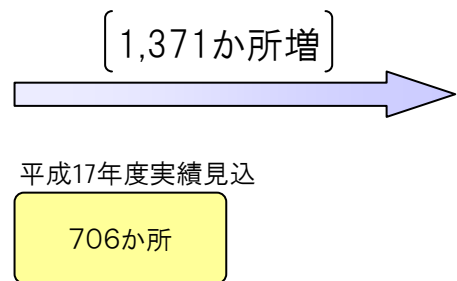


平成21年度目標値
16,630か所

子ども・子育て応援
プラン目標値
[16,200か所]
・全国の保育所
の約7割で実施

休日保育事業(保育所数)

平成16年度実績
607か所

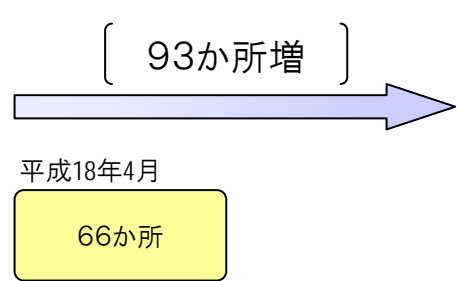


平成21年度目標値
1,978か所

子ども・子育て応援
プラン目標値
[2,200か所]
・全国の保育所
の約1割で実
施

夜間保育事業(保育所数)

平成17年4月
64か所



平成21年度目標値
157か所

子ども・子育て応援
プラン目標値
[140か所]
・人口30万人
以上の市の5
割以上で実施
(30万人未満
の市町村でも
ニーズに応じて
実施)

地域行動計画に基づく地方自治体の取組状況について

(平成18年9月末現在、全都道府県・市町村において地域行動計画を策定済み。)

(1) 通常保育事業

都道府県名	保育所定員 実績			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 待機 児童数 (H18. 4. 1)	H 待機児童が 50人以上の 市区町村数
	A 17年4月	B 18年4月	C 17年度の 定員増 (B-A)					
北海道	63,165	63,775	610	63,088	-	-	638	2
青森県	33,118	33,108	-10	34,356	96.4%	-0.8%	141	0
岩手県	24,548	24,803	255	26,613	93.2%	12.3%	79	0
宮城県	25,679	25,894	215	29,199	88.7%	6.1%	821	3
秋田県	20,515	20,705	190	21,401	96.7%	21.4%	194	1
山形県	19,218	19,443	225	20,176	96.4%	23.5%	289	1
福島県	24,907	25,307	400	28,011	90.3%	12.9%	226	1
茨城県	38,593	39,563	970	43,012	92.0%	22.0%	357	1
栃木県	27,090	28,065	975	31,031	90.4%	24.7%	106	0
群馬県	38,594	39,390	796	45,715	86.2%	11.2%	61	0
埼玉県	70,081	72,028	1,947	79,690	90.4%	20.3%	1,386	6
千葉県	68,367	69,753	1,386	74,026	94.2%	24.5%	1,066	6
東京都	160,616	162,357	1,741	169,657	95.7%	19.3%	4,908	27
神奈川県	78,830	82,714	3,884	86,389	95.7%	51.4%	1,577	5
新潟県	60,826	60,637	-189	58,065	-	-	28	0
富山県	30,755	30,940	185	31,574	98.0%	22.6%	0	0
石川県	38,998	39,103	105	37,601	-	-	0	0
福井県	24,820	24,955	135	25,235	98.9%	32.5%	0	0
山梨県	20,940	20,940	0	20,725	-	-	0	0
長野県	59,690	60,170	480	58,962	-	-	0	0
岐阜県	45,747	45,873	126	41,855	-	-	18	0
静岡県	48,150	48,980	830	51,994	94.2%	21.6%	377	1
愛知県	145,787	146,734	947	143,059	-	-	481	1
三重県	39,215	39,786	571	39,129	-	-	11	0
滋賀県	24,213	24,588	375	27,048	90.9%	13.2%	297	2
京都府	48,426	49,081	655	49,172	99.8%	87.8%	162	1
大阪府	122,137	124,784	2,647	132,965	93.8%	24.4%	2,285	7
兵庫県	75,085	76,157	1,072	134,355	56.7%	1.8%	873	3
奈良県	22,685	22,995	310	23,053	99.7%	84.2%	154	0
和歌山県	23,186	23,371	185	21,275	-	-	1	0
鳥取県	16,960	17,030	70	16,128	-	-	0	0
島根県	17,570	17,965	395	19,433	92.4%	21.2%	101	1
岡山県	37,912	38,437	525	41,521	92.6%	14.5%	53	0
広島県	56,439	57,061	622	59,653	95.7%	19.4%	142	1
山口県	25,469	25,514	45	26,189	97.4%	6.3%	65	0
徳島県	16,075	16,200	125	15,610	-	-	48	0
香川県	20,309	20,289	-20	20,805	97.5%	-4.0%	22	0
愛媛県	26,062	26,252	190	25,844	-	-	26	0
高知県	22,875	22,690	-185	22,255	-	-	118	1
福岡県	91,245	92,064	819	94,650	97.3%	24.1%	556	1
佐賀県	19,175	19,785	610	20,342	97.3%	52.3%	0	0
長崎県	30,545	30,930	385	33,824	91.4%	11.7%	74	0
熊本県	43,560	43,710	150	47,582	91.9%	3.7%	117	0
大分県	20,276	20,311	35	21,749	93.4%	2.4%	16	0
宮崎県	27,490	27,435	-55	28,376	96.7%	-6.2%	0	0
鹿児島県	29,927	29,987	60	31,659	94.7%	3.5%	400	1
沖縄県	26,859	27,747	888	32,453	85.5%	15.9%	1,520	8
合計	2,052,729	2,079,406	26,677	2,206,504	94.2%	17.3%	19,794	81

(注) H17. 4. 1及びH18. 4. 1の「保育所定員」は「福祉行政報告例」(厚生労働省統計情報部)による。

(注) H18. 4. 1の「待機児童数」は「保育所入所待機児童数調査」(厚生労働省保育課調べ)による。

(2) 放課後児童クラブ事業

都道府県名	クラブ数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 小学校数 (H18.5.1)	H 小学校数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (H17.5.1)	B 17年度 実績 (H18.5.1)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	738	761	23	798	95.4%	38.3%	1,367	55.7%
青森県	222	238	16	259	91.9%	43.2%	379	62.8%
岩手県	175	198	23	230	86.1%	41.8%	434	45.6%
宮城県	273	290	17	332	87.3%	28.8%	451	64.3%
秋田県	161	174	13	178	97.8%	76.5%	288	60.4%
山形県	137	149	12	180	82.8%	27.9%	336	44.3%
福島県	249	278	29	320	86.9%	40.8%	535	52.0%
茨城県	414	441	27	485	90.9%	38.0%	580	76.0%
栃木県	305	313	8	345	90.7%	20.0%	420	74.5%
群馬県	263	283	20	316	89.6%	37.7%	343	82.5%
埼玉県	780	801	21	855	93.7%	28.0%	826	97.0%
千葉県	593	617	24	677	91.1%	28.6%	858	71.9%
東京都	1,386	1,407	21	1,487	94.6%	20.8%	1,386	101.5%
神奈川県	659	694	35	716	96.9%	61.4%	898	77.3%
新潟県	294	306	12	336	91.1%	28.6%	570	53.7%
富山県	160	163	3	193	84.5%	9.1%	209	78.0%
石川県	202	206	4	230	89.6%	14.3%	233	88.4%
福井県	144	158	14	183	86.3%	35.9%	212	74.5%
山梨県	160	171	11	182	94.0%	50.0%	209	81.8%
長野県	277	300	23	338	88.8%	37.7%	398	75.4%
岐阜県	249	267	18	302	88.4%	34.0%	393	67.9%
静岡県	368	391	23	428	91.4%	38.3%	540	72.4%
愛知県	756	775	19	850	91.2%	20.2%	981	79.0%
三重県	170	189	19	245	77.1%	25.3%	428	44.2%
滋賀県	177	179	2	209	85.6%	6.3%	233	76.8%
京都府	332	347	15	310	-	-	445	78.0%
大阪府	900	924	24	1,165	79.3%	9.1%	1,042	88.7%
兵庫県	626	649	23	722	89.9%	24.0%	829	78.3%
奈良県	174	179	5	187	95.7%	38.5%	231	77.5%
和歌山県	110	117	7	142	82.4%	21.9%	294	39.8%
鳥取県	110	109	-1	121	90.1%	-9.1%	153	71.2%
島根県	135	145	10	176	82.4%	24.4%	256	56.6%
岡山県	268	290	22	334	86.8%	33.3%	429	67.6%
広島県	419	424	5	450	94.2%	16.1%	604	70.2%
山口県	294	297	3	296	-	150.0%	350	84.9%
徳島県	101	109	8	135	80.7%	23.5%	266	41.0%
香川県	154	155	1	161	96.3%	14.3%	196	79.1%
愛媛県	142	156	14	170	91.8%	50.0%	361	43.2%
高知県	101	108	7	111	97.3%	70.0%	306	35.3%
福岡県	645	658	13	682	96.5%	35.1%	772	85.2%
佐賀県	140	154	14	174	88.5%	41.2%	176	87.5%
長崎県	184	194	10	256	75.8%	13.9%	382	50.8%
熊本県	250	268	18	303	88.4%	34.0%	438	61.2%
大分県	172	182	10	217	83.9%	22.2%	348	52.3%
宮崎県	169	188	19	195	96.4%	73.1%	272	69.1%
鹿児島県	241	250	9	292	85.6%	17.6%	597	41.9%
沖縄県	205	205	0	236	86.9%	0.0%	279	73.5%
合計	15,184	15,857	673	17,509	90.6%	28.9%	22,533	70.4%

(注) H17.5.1及びH18.5.1の「クラブ数」は「放課後児童クラブ数調査」(厚生労働省育成環境課調べ)による。

(注) H18.5.1の「小学校数」は本校のみの数であり、「学校基本調査報告(速報版)」(文部科学省生涯学習政策局)による。

(3) 子育て拠点 (地域子育て支援センター・つどいの広場)

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 公立 中学校数 (H18.5.1)	H 中学校数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	170	200	30	310	64.5%	21.4%	686	29.2%
青森県	85	94	9	125	75.2%	22.5%	173	54.3%
岩手県	58	66	8	123	53.7%	12.3%	198	33.3%
宮城県	55	61	6	125	48.8%	8.6%	223	27.4%
秋田県	46	52	6	83	62.7%	16.2%	133	39.1%
山形県	44	49	5	81	60.5%	13.5%	126	38.9%
福島県	45	52	7	112	46.4%	10.4%	240	21.7%
茨城県	103	126	23	205	61.5%	22.5%	234	53.8%
栃木県	45	56	11	88	63.6%	25.6%	169	33.1%
群馬県	67	84	17	147	57.1%	21.3%	174	48.3%
埼玉県	148	176	28	342	51.5%	14.4%	424	41.5%
千葉県	94	114	20	224	50.9%	15.4%	383	29.8%
東京都	26	57	31	184	31.0%	19.6%	639	8.9%
神奈川県	84	143	59	252	56.7%	35.1%	417	34.3%
新潟県	110	128	18	188	68.1%	23.1%	240	53.3%
富山県	30	35	5	57	61.4%	18.5%	84	41.7%
石川県	65	69	4	85	81.2%	20.0%	102	67.6%
福井県	32	38	6	68	55.9%	16.7%	77	49.4%
山梨県	28	39	11	80	48.8%	21.2%	97	40.2%
長野県	55	82	27	173	47.4%	22.9%	193	42.5%
岐阜県	77	92	15	149	61.7%	20.8%	192	47.9%
静岡県	146	212	66	277	76.5%	50.4%	266	79.7%
愛知県	78	114	36	283	40.3%	17.6%	411	27.7%
三重県	76	81	5	126	64.3%	10.0%	172	47.1%
滋賀県	42	45	3	98	45.9%	5.4%	100	45.0%
京都府	55	67	12	126	53.2%	16.9%	181	37.0%
大阪府	147	202	55	385	52.5%	23.1%	462	43.7%
兵庫県	43	74	31	171	43.3%	24.2%	353	21.0%
奈良県	32	35	3	64	54.7%	9.4%	107	32.7%
和歌山県	27	31	4	55	56.4%	14.3%	136	22.8%
鳥取県	41	43	2	55	78.2%	14.3%	60	71.7%
島根県	33	37	4	59	62.7%	15.4%	105	35.2%
岡山県	67	75	8	133	56.4%	12.1%	164	45.7%
広島県	67	83	16	151	55.0%	19.0%	254	32.7%
山口県	72	90	18	127	70.9%	32.7%	172	52.3%
徳島県	33	33	0	53	62.3%	0.0%	92	35.9%
香川県	43	55	12	68	80.9%	48.0%	80	68.8%
愛媛県	35	45	10	79	57.0%	22.7%	145	31.0%
高知県	30	31	1	48	64.6%	5.6%	132	23.5%
福岡県	65	90	25	155	58.1%	27.8%	345	26.1%
佐賀県	24	28	4	71	39.4%	8.5%	94	29.8%
長崎県	72	79	7	130	60.8%	12.1%	195	40.5%
熊本県	91	104	13	153	68.0%	21.0%	184	56.5%
大分県	33	45	12	74	60.8%	29.3%	145	31.0%
宮崎県	33	37	4	63	58.7%	13.3%	139	26.6%
鹿児島県	49	54	5	86	62.8%	13.5%	265	20.4%
沖縄県	35	52	17	141	36.9%	16.0%	156	33.3%
合計	2,936	3,655	719	6,432	56.8%	20.6%	10,119	36.1%

(注) H18.5.1の「公立中学校数」は本校のみの数であり、「学校基本調査報告(速報版)」(文部科学省生涯学習政策局)による。以下同じ。

(3) - ① 子育て拠点（地域子育て支援センター）

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	166	186	20	253	73.5%	23.0%
青森県	85	93	8	117	79.5%	25.0%
岩手県	56	63	7	94	67.0%	18.4%
宮城県	54	60	6	103	58.3%	12.2%
秋田県	44	50	6	69	72.5%	24.0%
山形県	41	44	3	57	77.2%	18.8%
福島県	45	49	4	84	58.3%	10.3%
茨城県	102	115	13	149	77.2%	27.7%
栃木県	45	54	9	81	66.7%	25.0%
群馬県	66	79	13	121	65.3%	23.6%
埼玉県	143	153	10	236	64.8%	10.8%
千葉県	81	90	9	153	58.8%	12.5%
東京都	24	33	9	65	50.8%	22.0%
神奈川県	73	118	45	168	70.2%	47.4%
新潟県	110	122	12	169	72.2%	20.3%
富山県	29	34	5	45	75.6%	31.3%
石川県	58	60	2	66	90.9%	25.0%
福井県	29	32	3	51	62.7%	13.6%
山梨県	24	30	6	50	60.0%	23.1%
長野県	47	54	7	103	52.4%	12.5%
岐阜県	71	76	5	86	88.4%	33.3%
静岡県	138	179	41	216	82.9%	52.6%
愛知県	77	93	16	184	50.5%	15.0%
三重県	76	80	4	114	70.2%	10.5%
滋賀県	41	42	1	57	73.7%	6.3%
京都府	55	61	6	81	75.3%	23.1%
大阪府	137	150	13	224	67.0%	14.9%
兵庫県	43	43	0	97	44.3%	0.0%
奈良県	25	25	0	32	78.1%	0.0%
和歌山県	25	29	4	47	61.7%	18.2%
鳥取県	40	40	0	50	80.0%	0.0%
島根県	27	29	2	39	74.4%	16.7%
岡山県	59	60	1	91	65.9%	3.1%
広島県	65	79	14	116	68.1%	27.5%
山口県	65	81	16	91	89.0%	61.5%
徳島県	31	31	0	43	72.1%	0.0%
香川県	41	49	8	55	89.1%	57.1%
愛媛県	35	40	5	55	72.7%	25.0%
高知県	30	31	1	46	67.4%	6.3%
福岡県	60	69	9	94	73.4%	26.5%
佐賀県	24	27	3	56	48.2%	9.4%
長崎県	72	77	5	96	80.2%	20.8%
熊本県	80	89	9	120	74.2%	22.5%
大分県	27	32	5	46	69.6%	26.3%
宮崎県	32	36	4	52	69.2%	20.0%
鹿児島県	49	54	5	64	84.4%	33.3%
沖縄県	35	46	11	84	54.8%	22.4%
合計	2,782	3,167	385	4,570	69.3%	21.5%

(3) - ② 子育て拠点 (つどいの広場)

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	4	14	10	57	24.6%	18.9%
青森県	0	1	1	8	12.5%	12.5%
岩手県	2	3	1	29	10.3%	3.7%
宮城県	1	1	0	22	4.5%	0.0%
秋田県	2	2	0	14	14.3%	0.0%
山形県	3	5	2	24	20.8%	9.5%
福島県	0	3	3	28	10.7%	10.7%
茨城県	1	11	10	56	19.6%	18.2%
栃木県	0	2	2	7	28.6%	28.6%
群馬県	1	5	4	26	19.2%	16.0%
埼玉県	5	23	18	106	21.7%	17.8%
千葉県	13	24	11	71	33.8%	19.0%
東京都	2	24	22	119	20.2%	18.8%
神奈川県	11	25	14	84	29.8%	19.2%
新潟県	0	6	6	19	31.6%	31.6%
富山県	1	1	0	12	8.3%	0.0%
石川県	7	9	2	19	47.4%	16.7%
福井県	3	6	3	17	35.3%	21.4%
山梨県	4	9	5	30	30.0%	19.2%
長野県	8	28	20	70	40.0%	32.3%
岐阜県	6	16	10	63	25.4%	17.5%
静岡県	8	33	25	61	54.1%	47.2%
愛知県	1	21	20	99	21.2%	20.4%
三重県	0	1	1	12	8.3%	8.3%
滋賀県	1	3	2	41	7.3%	5.0%
京都府	0	6	6	45	13.3%	13.3%
大阪府	10	52	42	161	32.3%	27.8%
兵庫県	0	31	31	74	41.9%	41.9%
奈良県	7	10	3	32	31.3%	12.0%
和歌山県	2	2	0	8	25.0%	0.0%
鳥取県	1	3	2	5	60.0%	50.0%
島根県	6	8	2	20	40.0%	14.3%
岡山県	8	15	7	42	35.7%	20.6%
広島県	2	4	2	35	11.4%	6.1%
山口県	7	9	2	36	25.0%	6.9%
徳島県	2	2	0	10	20.0%	0.0%
香川県	2	6	4	13	46.2%	36.4%
愛媛県	0	5	5	24	20.8%	20.8%
高知県	0	0	0	2	0.0%	0.0%
福岡県	5	21	16	61	34.4%	28.6%
佐賀県	0	1	1	15	6.7%	6.7%
長崎県	0	2	2	34	5.9%	5.9%
熊本県	11	15	4	33	45.5%	18.2%
大分県	6	13	7	28	46.4%	31.8%
宮崎県	1	1	0	11	9.1%	0.0%
鹿児島県	0	0	0	22	0.0%	0.0%
沖縄県	0	6	6	57	10.5%	10.5%
合計	154	488	334	1,862	26.2%	19.6%

(4) ファミリー・サポート・センター

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	8	10	2	35	28.6%	7.4%
青森県	2	3	1	3	100.0%	100.0%
岩手県	5	7	2	12	58.3%	28.6%
宮城県	6	7	1	13	53.8%	14.3%
秋田県	2	3	1	9	33.3%	14.3%
山形県	8	9	1	15	60.0%	14.3%
福島県	3	6	3	27	22.2%	12.5%
茨城県	8	10	2	24	41.7%	12.5%
栃木県	7	7	0	16	43.8%	0.0%
群馬県	7	7	0	17	41.2%	0.0%
埼玉県	31	34	3	55	61.8%	12.5%
千葉県	14	14	0	27	51.9%	0.0%
東京都	40	45	5	47	95.7%	71.4%
神奈川県	16	18	2	24	75.0%	25.0%
新潟県	7	10	3	21	47.6%	21.4%
富山県	2	8	6	13	61.5%	54.5%
石川県	2	2	0	10	20.0%	0.0%
福井県	0	0	0	3	0.0%	0.0%
山梨県	2	4	2	12	33.3%	20.0%
長野県	4	8	4	27	29.6%	17.4%
岐阜県	8	10	2	29	34.5%	9.5%
静岡県	15	14	-1	21	66.7%	-16.7%
愛知県	29	31	2	44	70.5%	13.3%
三重県	8	10	2	19	52.6%	18.2%
滋賀県	4	7	3	14	50.0%	30.0%
京都府	8	8	0	14	57.1%	0.0%
大阪府	28	30	2	36	83.3%	25.0%
兵庫県	12	15	3	23	65.2%	27.3%
奈良県	2	4	2	11	36.4%	22.2%
和歌山県	3	3	0	4	75.0%	0.0%
鳥取県	3	7	4	11	63.6%	50.0%
島根県	5	10	5	12	83.3%	71.4%
岡山県	5	9	4	15	60.0%	40.0%
広島県	4	9	5	20	45.0%	31.3%
山口県	9	10	1	17	58.8%	12.5%
徳島県	3	4	1	7	57.1%	25.0%
香川県	0	0	0	2	0.0%	0.0%
愛媛県	4	4	0	9	44.4%	0.0%
高知県	1	1	0	1	100.0%	-
福岡県	7	12	5	22	54.5%	33.3%
佐賀県	2	2	0	11	18.2%	0.0%
長崎県	1	2	1	7	28.6%	16.7%
熊本県	4	10	6	26	38.5%	27.3%
大分県	1	5	4	11	45.5%	40.0%
宮崎県	1	2	1	2	100.0%	100.0%
鹿児島県	1	2	1	10	20.0%	11.1%
沖縄県	2	4	2	11	36.4%	22.2%
合計	344	437	93	819	53.4%	19.6%

(注) 「か所数」は本部(1市町村1か所)の数である。

(5) 一時・特定保育事業

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 公立 中学校数 (H18.5.1)	H 中学校数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	140	222	82	343	64.7%	40.4%	686	32.4%
青森県	100	118	18	150	78.7%	36.0%	173	68.2%
岩手県	109	95	-14	151	62.9%	-33.3%	198	48.0%
宮城県	40	51	11	177	28.8%	8.0%	223	22.9%
秋田県	65	74	9	110	67.3%	20.0%	133	55.6%
山形県	66	73	7	108	67.6%	16.7%	126	57.9%
福島県	60	75	15	130	57.7%	21.4%	240	31.3%
茨城県	105	132	27	256	51.6%	17.9%	234	56.4%
栃木県	135	137	2	214	64.0%	2.5%	169	81.1%
群馬県	118	124	6	218	56.9%	6.0%	174	71.3%
埼玉県	187	241	54	389	62.0%	26.7%	424	56.8%
千葉県	149	168	19	266	63.2%	16.2%	383	43.9%
東京都	267	418	151	414	-	102.7%	639	65.4%
神奈川県	200	357	157	404	88.4%	77.0%	417	85.6%
新潟県	272	220	-52	387	56.8%	-45.2%	240	91.7%
富山県	76	94	18	106	88.7%	60.0%	84	111.9%
石川県	217	176	-41	297	59.3%	-51.3%	102	172.5%
福井県	83	88	5	209	42.1%	4.0%	77	114.3%
山梨県	58	50	-8	119	42.0%	-13.1%	97	51.5%
長野県	136	137	1	291	47.1%	0.6%	193	71.0%
岐阜県	110	120	10	191	62.8%	12.3%	192	62.5%
静岡県	300	299	-1	406	73.6%	-0.9%	266	112.4%
愛知県	145	134	-11	286	46.9%	-7.8%	411	32.6%
三重県	40	55	15	118	46.6%	19.2%	172	32.0%
滋賀県	65	67	2	120	55.8%	3.6%	100	67.0%
京都府	47	86	39	138	62.3%	42.9%	181	47.5%
大阪府	311	395	84	462	85.5%	55.6%	462	85.5%
兵庫県	186	241	55	508	47.4%	17.1%	353	68.3%
奈良県	41	45	4	68	66.2%	14.8%	107	42.1%
和歌山県	21	25	4	66	37.9%	8.9%	136	18.4%
鳥取県	38	38	0	54	70.4%	0.0%	60	63.3%
島根県	145	185	40	182	-	108.1%	105	176.2%
岡山県	109	141	32	187	75.4%	41.0%	164	86.0%
広島県	125	192	67	260	73.8%	49.6%	254	75.6%
山口県	187	209	22	233	89.7%	47.8%	172	121.5%
徳島県	47	74	27	80	92.5%	81.8%	92	80.4%
香川県	46	63	17	73	86.3%	63.0%	80	78.8%
愛媛県	53	79	26	75	-	118.2%	145	54.5%
高知県	19	18	-1	38	47.4%	-5.3%	132	13.6%
福岡県	173	211	38	506	41.7%	11.4%	345	61.2%
佐賀県	90	94	4	154	61.0%	6.3%	94	100.0%
長崎県	158	184	26	261	70.5%	25.2%	195	94.4%
熊本県	161	161	0	237	67.9%	0.0%	184	87.5%
大分県	82	83	1	151	55.0%	1.4%	145	57.2%
宮崎県	81	104	23	167	62.3%	26.7%	139	74.8%
鹿児島県	85	96	11	165	58.2%	13.8%	265	36.2%
沖縄県	86	140	54	257	54.5%	31.6%	156	89.7%
合計	5,534	6,589	1,055	10,182	64.7%	22.7%	10,119	65.1%

(6) ショートステイ

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	10	32	22	43	74.4%	66.7%
青森県	2	2	0	6	33.3%	0.0%
岩手県	6	6	0	11	54.5%	0.0%
宮城県	7	8	1	9	88.9%	50.0%
秋田県	3	4	1	9	44.4%	16.7%
山形県	4	6	2	6	100.0%	100.0%
福島県	1	3	2	3	100.0%	100.0%
茨城県	3	15	12	25	60.0%	54.5%
栃木県	4	21	17	16	-	141.7%
群馬県	4	7	3	11	63.6%	42.9%
埼玉県	5	11	6	29	37.9%	25.0%
千葉県	2	6	4	7	85.7%	80.0%
東京都	31	48	17	67	71.6%	47.2%
神奈川県	6	5	-1	46	10.9%	-2.5%
新潟県	0	0	0	0	-	-
富山県	2	2	0	3	66.7%	0.0%
石川県	8	10	2	12	83.3%	50.0%
福井県	5	5	0	8	62.5%	0.0%
山梨県	0	0	0	5	0.0%	0.0%
長野県	6	11	5	18	61.1%	41.7%
岐阜県	6	12	6	18	66.7%	50.0%
静岡県	7	10	3	14	71.4%	42.9%
愛知県	21	38	17	63	60.3%	40.5%
三重県	13	13	0	27	48.1%	0.0%
滋賀県	2	28	26	6	-	650.0%
京都府	13	17	4	18	94.4%	80.0%
大阪府	36	41	5	43	95.3%	71.4%
兵庫県	32	43	11	71	60.6%	28.2%
奈良県	8	7	-1	8	87.5%	-
和歌山県	6	10	4	12	83.3%	66.7%
鳥取県	5	4	-1	5	80.0%	-
島根県	1	2	1	5	40.0%	25.0%
岡山県	7	7	0	13	53.8%	0.0%
広島県	11	17	6	21	81.0%	60.0%
山口県	9	8	-1	10	80.0%	-100.0%
徳島県	8	8	0	8	-	-
香川県	3	3	0	3	-	-
愛媛県	3	8	5	13	61.5%	50.0%
高知県	8	9	1	10	90.0%	50.0%
福岡県	16	24	8	40	60.0%	33.3%
佐賀県	3	5	2	9	55.6%	33.3%
長崎県	9	10	1	16	62.5%	14.3%
熊本県	13	16	3	16	100.0%	100.0%
大分県	0	8	8	14	57.1%	57.1%
宮崎県	2	3	1	8	37.5%	16.7%
鹿児島県	12	15	3	25	60.0%	23.1%
沖縄県	1	3	2	8	37.5%	28.6%
合計	364	571	207	838	68.1%	43.7%

(7) トワイライトスティ

都道府県名	か所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)			
北海道	2	4	2	16	25.0%	14.3%
青森県	0	0	0	1	0.0%	0.0%
岩手県	6	4	-2	11	36.4%	-40.0%
宮城県	1	1	0	1	100.0%	-
秋田県	4	4	0	6	66.7%	0.0%
山形県	3	6	3	6	100.0%	100.0%
福島県	0	0	0	0	-	-
茨城県	0	1	1	13	7.7%	7.7%
栃木県	0	0	0	0	-	-
群馬県	1	5	4	7	71.4%	66.7%
埼玉県	3	13	10	63	20.6%	16.7%
千葉県	3	3	0	6	50.0%	0.0%
東京都	12	53	41	115	46.1%	39.8%
神奈川県	4	1	-3	44	2.3%	-7.5%
新潟県	0	0	0	0	-	-
富山県	0	2	2	3	66.7%	66.7%
石川県	5	6	1	10	60.0%	20.0%
福井県	4	3	-1	4	75.0%	-
山梨県	0	0	0	0	-	-
長野県	0	0	0	8	0.0%	0.0%
岐阜県	3	4	1	12	33.3%	11.1%
静岡県	0	0	0	3	0.0%	0.0%
愛知県	1	6	5	16	37.5%	33.3%
三重県	1	1	0	13	7.7%	0.0%
滋賀県	11	24	13	3	-	-
京都府	8	8	0	17	47.1%	0.0%
大阪府	7	26	19	29	89.7%	86.4%
兵庫県	16	16	0	24	66.7%	0.0%
奈良県	2	6	4	7	85.7%	80.0%
和歌山県	1	6	5	10	60.0%	55.6%
鳥取県	1	4	3	2	-	300.0%
島根県	0	0	0	3	0.0%	0.0%
岡山県	0	0	0	6	0.0%	0.0%
広島県	2	10	8	12	83.3%	80.0%
山口県	6	9	3	10	90.0%	75.0%
徳島県	8	7	-1	7	-	-
香川県	1	3	2	3	100.0%	100.0%
愛媛県	1	7	6	7	100.0%	100.0%
高知県	0	2	2	2	100.0%	100.0%
福岡県	4	12	8	19	63.2%	53.3%
佐賀県	0	2	2	4	50.0%	50.0%
長崎県	2	8	6	14	57.1%	50.0%
熊本県	9	14	5	14	100.0%	100.0%
大分県	0	0	0	4	0.0%	0.0%
宮崎県	0	1	1	5	20.0%	20.0%
鹿児島県	2	9	7	13	69.2%	63.6%
沖縄県	0	1	1	12	8.3%	8.3%
合 計	134	292	158	585	49.9%	35.0%

(8) 病後児保育事業

都道府県名	A 16年度実績 (確定)			B 17年度実績 (交付決定ベース)			C 17年度の か所数増		D 21年度 目標値			E 目標 達成率	F 計画増分 進捗率
	実施 市町村数	実施 市町村の 割合	か所数	実施 市町村数	実施 市町村の 割合	か所数	実施 市町村数	か所数	実施 予定 市町村数	実施 予定 市町村の 割合	か所数	か所数	か所数
	a	b	c	d	e	f	g (d-a)	h (f-c)	i	j	k	l (f/k)	m h/(k-c)
北海道	7	3.3%	9	7	3.4%	9	0	0	31	17.2%	44	20.5%	0.0%
青森県	5	7.5%	5	5	10.6%	6	0	1	11	27.5%	17	35.3%	8.3%
岩手県	3	5.2%	4	4	6.9%	5	1	1	15	42.9%	23	21.7%	5.3%
宮城県	1	1.4%	4	3	6.7%	6	2	2	12	33.3%	20	30.0%	12.5%
秋田県	8	11.6%	10	9	21.4%	11	1	1	10	40.0%	21	52.4%	9.1%
山形県	2	4.5%	2	2	4.5%	2	0	0	14	40.0%	15	13.3%	0.0%
福島県	5	5.6%	7	5	6.0%	7	0	0	9	14.8%	16	43.8%	0.0%
茨城県	6	7.2%	6	10	16.1%	11	4	5	23	52.3%	38	28.9%	15.6%
栃木県	7	14.3%	9	9	20.5%	11	2	2	15	45.5%	25	44.0%	12.5%
群馬県	7	10.1%	7	8	13.8%	8	1	1	16	41.0%	19	42.1%	8.3%
埼玉県	8	8.9%	9	9	10.6%	12	1	3	31	43.7%	49	24.5%	7.5%
千葉県	16	20.3%	24	15	19.5%	27	-1	3	29	51.8%	48	56.3%	12.5%
東京都	33	53.2%	49	37	59.7%	59	4	10	48	77.4%	107	55.1%	17.2%
神奈川県	5	13.5%	12	6	16.2%	15	1	3	17	48.6%	40	37.5%	10.7%
新潟県	6	6.1%	9	6	11.8%	11	0	2	12	34.3%	26	42.3%	11.8%
富山県	5	14.3%	6	6	28.6%	7	1	1	12	80.0%	14	50.0%	12.5%
石川県	5	12.8%	11	9	40.9%	21	4	10	13	68.4%	26	80.8%	66.7%
福井県	5	14.7%	6	8	28.6%	13	3	7	12	70.6%	23	56.5%	41.2%
山梨県	1	1.8%	1	4	10.5%	5	3	4	15	51.7%	21	23.8%	20.0%
長野県	5	4.3%	5	5	4.9%	5	0	0	25	30.9%	40	12.5%	0.0%
岐阜県	4	5.0%	7	5	10.6%	8	1	1	28	66.7%	32	25.0%	4.0%
静岡県	17	24.6%	24	13	22.8%	26	-4	2	20	47.6%	45	57.8%	9.5%
愛知県	8	9.2%	8	11	14.9%	11	3	3	33	52.4%	50	22.0%	7.1%
三重県	6	9.1%	6	6	12.8%	6	0	0	15	51.7%	16	37.5%	0.0%
滋賀県	6	12.0%	6	6	18.2%	6	0	0	15	57.7%	19	31.6%	0.0%
京都府	6	15.4%	11	7	18.4%	12	1	1	15	53.6%	21	57.1%	10.0%
大阪府	16	36.4%	40	18	41.9%	49	2	9	36	83.7%	106	46.2%	13.6%
兵庫県	7	8.2%	12	11	18.3%	17	4	5	19	46.3%	39	43.6%	18.5%
奈良県	4	8.5%	4	6	13.6%	6	2	2	15	38.5%	13	46.2%	22.2%
和歌山県	0	0.0%	0	1	2.1%	1	1	1	5	16.7%	6	16.7%	16.7%
鳥取県	9	23.1%	9	9	45.0%	12	0	3	15	78.9%	19	63.2%	30.0%
島根県	8	13.6%	9	8	27.6%	12	0	3	14	66.7%	23	52.2%	21.4%
岡山県	9	11.5%	17	9	26.5%	17	0	0	11	37.9%	27	63.0%	0.0%
広島県	8	12.3%	13	9	31.0%	14	1	1	17	73.9%	32	43.8%	5.3%
山口県	9	17.0%	15	10	30.3%	16	1	1	14	63.6%	34	47.1%	5.3%
徳島県	5	10.0%	7	6	17.1%	9	1	2	14	58.3%	14	64.3%	28.6%
香川県	6	16.2%	10	4	11.4%	8	-2	-2	7	41.2%	13	61.5%	-66.7%
愛媛県	6	9.7%	7	7	30.4%	8	1	1	11	55.0%	15	53.3%	12.5%
高知県	5	9.4%	6	7	14.6%	8	2	2	14	40.0%	18	44.4%	16.7%
福岡県	17	17.7%	29	19	22.4%	32	2	3	52	75.4%	77	41.6%	6.3%
佐賀県	2	4.1%	3	2	5.7%	3	0	0	15	65.2%	15	20.0%	0.0%
長崎県	6	8.5%	11	6	13.3%	12	0	1	13	56.5%	29	41.4%	5.6%
熊本県	8	9.2%	9	9	13.2%	10	1	1	26	54.2%	33	30.3%	4.2%
大分県	5	8.6%	8	6	24.0%	9	1	1	11	61.1%	18	50.0%	10.0%
宮崎県	8	18.2%	11	8	18.2%	11	0	0	17	54.8%	24	45.8%	0.0%
鹿児島県	7	7.3%	8	8	10.3%	10	1	2	19	38.8%	26	38.5%	11.1%
沖縄県	9	17.3%	11	11	22.4%	14	2	3	19	46.3%	26	53.8%	20.0%
合計	341	10.9%	496	389	16.1%	598	48	102	860	46.7%	1,422	42.1%	11.0%

(注) 16年度、17年度実績の「実施市町村の割合」は、それぞれの年度の4月1日現在の市町村数をもとに計算した。
また、21年度目標値の「実施予定市町村の割合」は18年4月1日現在の市町村数をもとに計算した。

(9) 延長保育事業

都道府県名	実施保育所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 保育所数 (H17.4.1)	H 保育所数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	283	331	48	485	68.2%	23.8%	832	39.8%
青森県	278	322	44	380	84.7%	43.1%	489	65.8%
岩手県	157	193	36	252	76.6%	37.9%	344	56.1%
宮城県	183	213	30	287	74.2%	28.8%	329	64.7%
秋田県	143	162	19	200	81.0%	33.3%	239	67.8%
山形県	117	120	3	162	74.1%	6.7%	230	52.2%
福島県	154	245	91	216	-	146.8%	301	81.4%
茨城県	283	312	29	405	77.0%	23.8%	440	70.9%
栃木県	205	220	15	256	85.9%	29.4%	331	66.5%
群馬県	189	216	27	287	75.3%	27.6%	407	53.1%
埼玉県	443	525	82	757	69.4%	26.1%	807	65.1%
千葉県	355	435	80	592	73.5%	33.8%	677	64.3%
東京都	1,030	1,162	132	1,284	90.5%	52.0%	1,635	71.1%
神奈川県	514	661	147	774	85.4%	56.5%	819	80.7%
新潟県	254	300	46	421	71.3%	27.5%	717	41.8%
富山県	145	156	11	206	75.7%	18.0%	321	48.6%
石川県	230	259	29	294	88.1%	45.3%	401	64.6%
福井県	131	151	20	207	72.9%	26.3%	281	53.7%
山梨県	98	110	12	162	67.9%	18.8%	245	44.9%
長野県	252	236	-16	378	62.4%	-12.7%	618	38.2%
岐阜県	164	183	19	257	71.2%	20.4%	438	41.8%
静岡県	295	311	16	372	83.6%	20.8%	497	62.6%
愛知県	350	414	64	623	66.5%	23.4%	1,180	35.1%
三重県	103	110	7	180	61.1%	9.1%	442	24.9%
滋賀県	133	151	18	191	79.1%	31.0%	236	64.0%
京都府	221	234	13	352	66.5%	9.9%	491	47.7%
大阪府	837	917	80	1,005	91.2%	47.6%	1,133	80.9%
兵庫県	551	590	39	695	84.9%	27.1%	845	69.8%
奈良県	119	131	12	141	92.9%	54.5%	191	68.6%
和歌山県	81	90	9	124	72.6%	20.9%	229	39.3%
鳥取県	101	100	-1	126	79.4%	-4.0%	202	49.5%
島根県	116	162	46	199	81.4%	55.4%	258	62.8%
岡山県	225	258	33	311	83.0%	38.4%	398	64.8%
広島県	300	321	21	400	80.3%	21.0%	619	51.9%
山口県	158	171	13	227	75.3%	18.8%	317	53.9%
徳島県	96	98	2	126	77.8%	6.7%	222	44.1%
香川県	92	93	1	130	71.5%	2.6%	207	44.9%
愛媛県	115	119	4	142	83.8%	14.8%	336	35.4%
高知県	68	63	-5	99	63.6%	-16.1%	289	21.8%
福岡県	513	599	86	720	83.2%	41.5%	868	69.0%
佐賀県	138	171	33	214	79.9%	43.4%	214	79.9%
長崎県	308	333	25	377	88.3%	36.2%	431	77.3%
熊本県	455	473	18	521	90.8%	27.3%	586	80.7%
大分県	116	135	19	168	80.4%	36.5%	285	47.4%
宮崎県	198	244	46	292	83.6%	48.9%	407	60.0%
鹿児島県	253	269	16	321	83.8%	23.5%	440	61.1%
沖縄県	205	231	26	312	74.0%	24.3%	346	66.8%
合 計	11,755	13,300	1,545	16,630	80.0%	31.7%	22,570	58.9%

(注) H17.4.1の「保育所数」は「福祉行政報告例」(厚生労働省統計情報部)による。以下同じ。

(10) 休日保育事業

都道府県名	実施保育所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 保育所数 (H17.4.1)	H 保育所数 に対する 17年度 か所数の 割合 (B/G)
	A 16年度 実績 (確定)	B 17年度 実績 (交付決定 ベース)	C 17年度の か所数増 (B-A)					
北海道	12	15	3	57	26.3%	6.7%	832	1.8%
青森県	51	58	7	101	57.4%	14.0%	489	11.9%
岩手県	22	23	1	49	46.9%	3.7%	344	6.7%
宮城県	3	6	3	28	21.4%	12.0%	329	1.8%
秋田県	10	12	2	31	38.7%	9.5%	239	5.0%
山形県	2	5	3	19	26.3%	17.6%	230	2.2%
福島県	4	6	2	21	28.6%	11.8%	301	2.0%
茨城県	35	44	9	93	47.3%	15.5%	440	10.0%
栃木県	15	15	0	40	37.5%	0.0%	331	4.5%
群馬県	14	16	2	41	39.0%	7.4%	407	3.9%
埼玉県	17	17	0	67	25.4%	0.0%	807	2.1%
千葉県	18	17	-1	58	29.3%	-2.5%	677	2.5%
東京都	19	22	3	89	24.7%	4.3%	1,635	1.3%
神奈川県	16	19	3	56	33.9%	7.5%	819	2.3%
新潟県	8	11	3	34	32.4%	11.5%	717	1.5%
富山県	15	18	3	45	40.0%	10.0%	321	5.6%
石川県	21	23	2	35	65.7%	14.3%	401	5.7%
福井県	4	8	4	21	38.1%	23.5%	281	2.8%
山梨県	1	2	1	31	6.5%	3.3%	245	0.8%
長野県	18	21	3	67	31.3%	6.1%	618	3.4%
岐阜県	3	3	0	36	8.3%	0.0%	438	0.7%
静岡県	22	26	4	48	54.2%	15.4%	497	5.2%
愛知県	10	11	1	54	20.4%	2.3%	1,180	0.9%
三重県	3	5	2	39	12.8%	5.6%	442	1.1%
滋賀県	11	13	2	24	54.2%	15.4%	236	5.5%
京都府	2	4	2	32	12.5%	6.7%	491	0.8%
大阪府	24	30	6	85	35.3%	9.8%	1,133	2.6%
兵庫県	12	17	5	39	43.6%	18.5%	845	2.0%
奈良県	6	5	-1	16	31.3%	-10.0%	191	2.6%
和歌山県	3	2	-1	10	20.0%	-14.3%	229	0.9%
鳥取県	5	4	-1	9	44.4%	-25.0%	202	2.0%
島根県	12	11	-1	34	32.4%	-4.5%	258	4.3%
岡山県	16	19	3	48	39.6%	9.4%	398	4.8%
広島県	8	5	-3	37	13.5%	-10.3%	619	0.8%
山口県	13	15	2	36	41.7%	8.7%	317	4.7%
徳島県	3	4	1	14	28.6%	9.1%	222	1.8%
香川県	6	7	1	17	41.2%	9.1%	207	3.4%
愛媛県	5	7	2	19	36.8%	14.3%	336	2.1%
高知県	0	0	0	7	0.0%	0.0%	289	0.0%
福岡県	22	25	3	62	40.3%	7.5%	868	2.9%
佐賀県	6	8	2	30	26.7%	8.3%	214	3.7%
長崎県	28	30	2	72	41.7%	4.5%	431	7.0%
熊本県	23	24	1	57	42.1%	2.9%	586	4.1%
大分県	10	10	0	16	62.5%	0.0%	285	3.5%
宮崎県	28	36	8	57	63.2%	27.6%	407	8.8%
鹿児島県	17	23	6	71	32.4%	11.1%	440	5.2%
沖縄県	4	4	0	26	15.4%	0.0%	346	1.2%
合計	607	706	99	1,978	35.7%	7.2%	22,570	3.1%

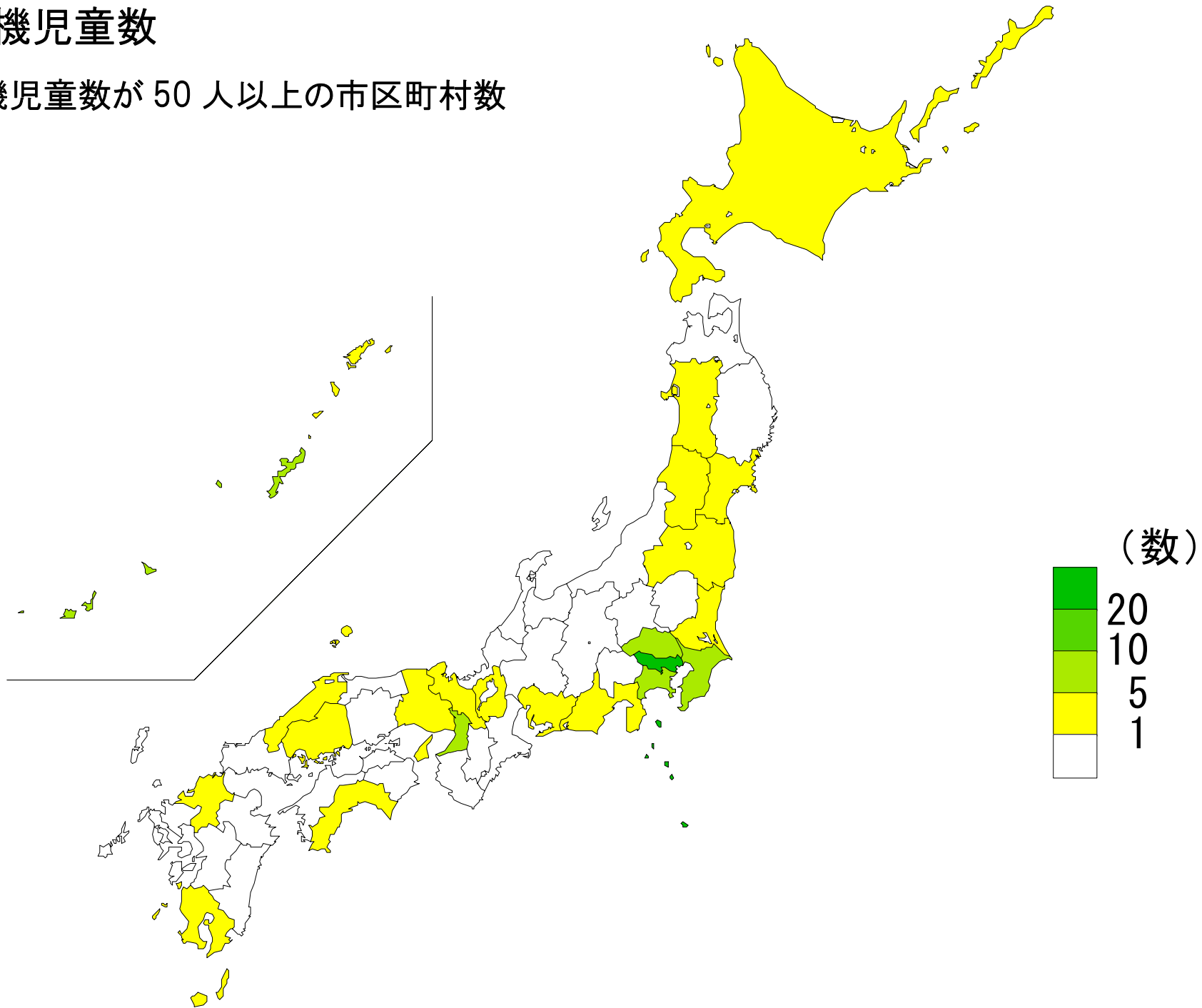
(11) 夜間保育事業

都道府県名	夜間保育所数			D 21年度 目標値	E 目標 達成率 (B/D)	F 計画増分 進捗率 C/(D-A)	G 人口30万人 以上の市 (H17.10.1)		I 人口30万人 以上の市 に対する 17年度 実施市数の 割合 (H/G)
	A 16年度 実績 (H17.4.1)	B 17年度 実績 (H18.4.1)	C 17年度の か所数増 (B-A)				H 実施市数 (17年度 実績)		
北海道	6	6	0	6	-	-	2	2	100.0%
青森県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
岩手県	0	0	0	4	0.0%	0.0%	0	0	-
宮城県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	1	1	100.0%
秋田県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	1	1	100.0%
山形県	0	0	0	1	0.0%	0.0%	0	0	-
福島県	0	0	0	0	-	-	2	0	0.0%
茨城県	1	1	0	4	25.0%	0.0%	0	0	-
栃木県	1	1	0	6	16.7%	0.0%	1	1	100.0%
群馬県	0	0	0	1	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
埼玉県	0	1	1	3	33.3%	33.3%	5	1	20.0%
千葉県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	5	2	40.0%
東京都	2	2	0	5	40.0%	0.0%	15	3	20.0%
神奈川県	8	8	0	15	53.3%	0.0%	5	5	100.0%
新潟県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
富山県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
石川県	3	3	0	4	75.0%	0.0%	1	1	100.0%
福井県	2	2	0	3	66.7%	0.0%	0	0	-
山梨県	1	1	0	4	25.0%	0.0%	0	0	-
長野県	1	1	0	2	50.0%	0.0%	1	1	100.0%
岐阜県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
静岡県	0	0	0	1	0.0%	0.0%	2	0	0.0%
愛知県	4	4	0	6	66.7%	0.0%	5	2	40.0%
三重県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
滋賀県	2	2	0	6	33.3%	0.0%	1	1	100.0%
京都府	7	7	0	11	63.6%	0.0%	1	1	100.0%
大阪府	8	8	0	16	50.0%	0.0%	7	5	71.4%
兵庫県	1	1	0	4	25.0%	0.0%	4	3	75.0%
奈良県	1	1	0	1	-	-	1	1	100.0%
和歌山県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
鳥取県	1	1	0	1	-	-	0	0	-
島根県	0	1	1	2	50.0%	50.0%	0	0	-
岡山県	2	2	0	4	50.0%	0.0%	2	2	100.0%
広島県	2	2	0	3	66.7%	0.0%	2	1	50.0%
山口県	0	0	0	0	-	-	0	0	-
徳島県	0	0	0	0	-	-	0	0	-
香川県	1	1	0	1	-	-	1	1	100.0%
愛媛県	1	1	0	2	50.0%	0.0%	1	1	100.0%
高知県	0	0	0	0	-	-	1	0	0.0%
福岡県	2	2	0	4	50.0%	0.0%	3	2	66.7%
佐賀県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	0	0	-
長崎県	2	2	0	4	50.0%	0.0%	1	0	0.0%
熊本県	2	2	0	5	40.0%	0.0%	1	1	100.0%
大分県	0	0	0	2	0.0%	0.0%	1	1	100.0%
宮崎県	1	1	0	2	50.0%	0.0%	1	1	100.0%
鹿児島県	0	0	0	3	0.0%	0.0%	1	0	0.0%
沖縄県	2	2	0	6	33.3%	0.0%	1	1	100.0%
合計	64	66	2	157	42.0%	2.2%	83	42	50.6%

(注) H17.4.1及びH18.4.1の「夜間保育所数」は厚生労働省への設置認可報告数による。

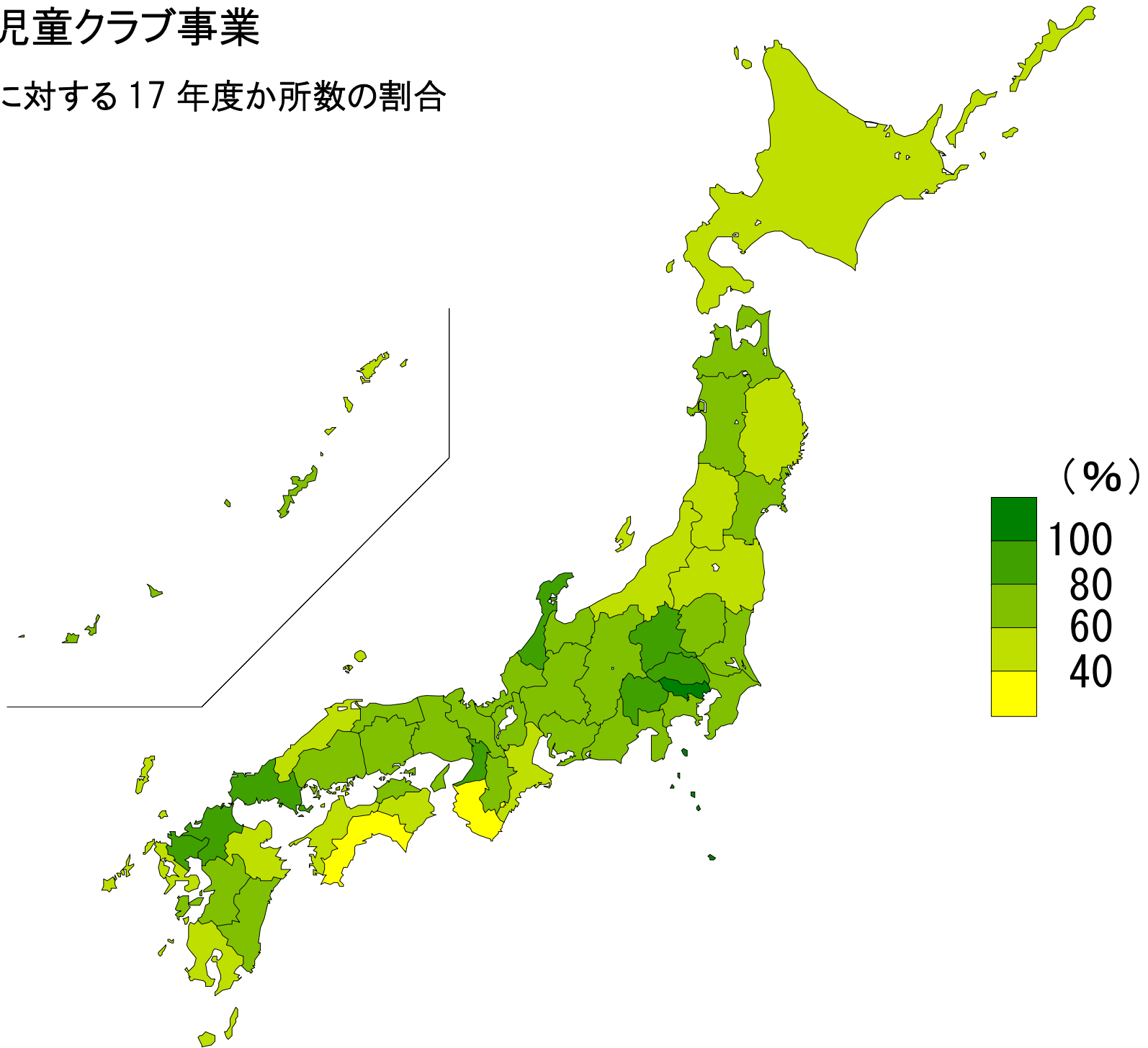
①待機児童数

待機児童数が 50 人以上の市区町村数



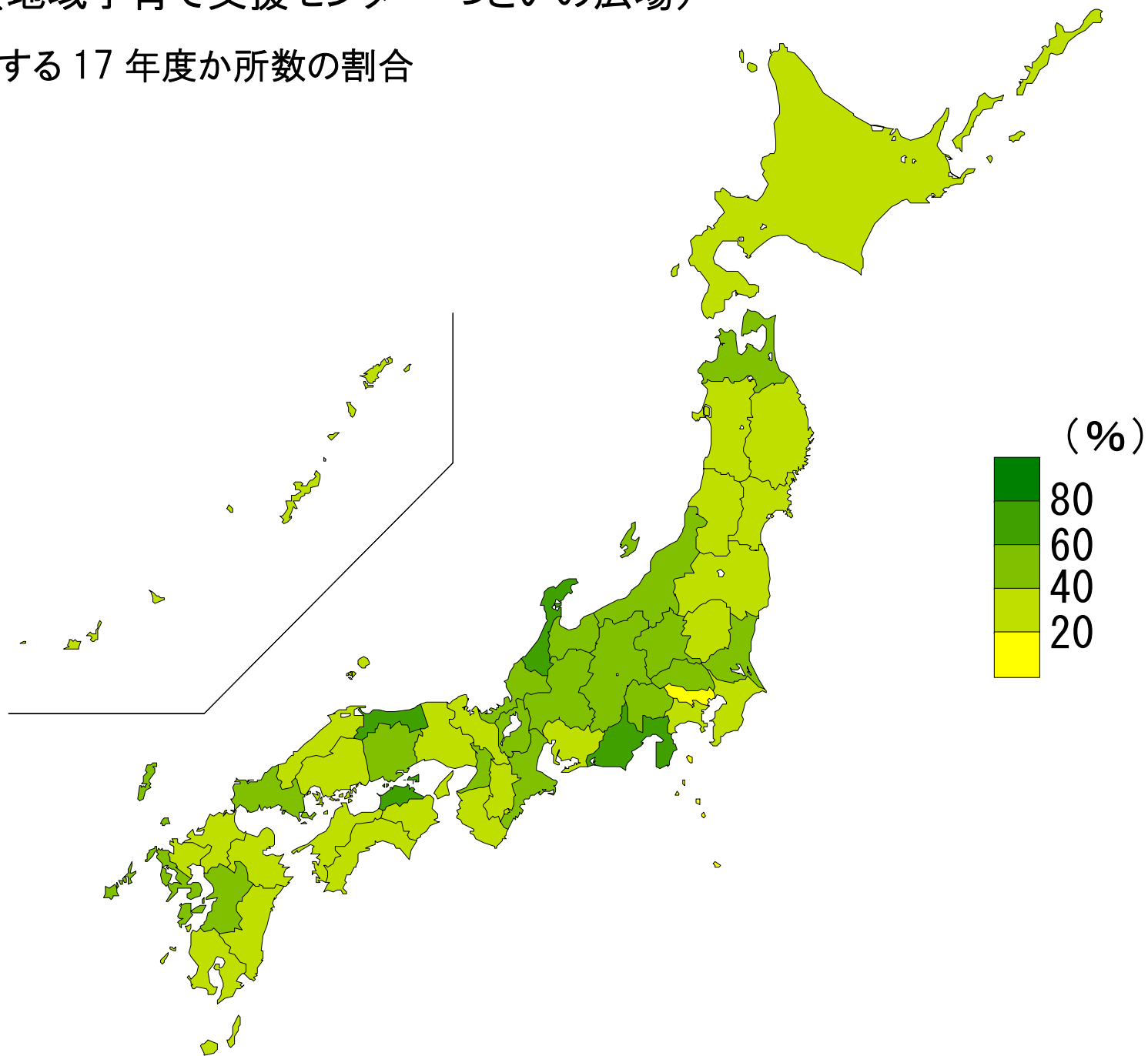
②放課後児童クラブ事業

小学校数に対する17年度か所数の割合



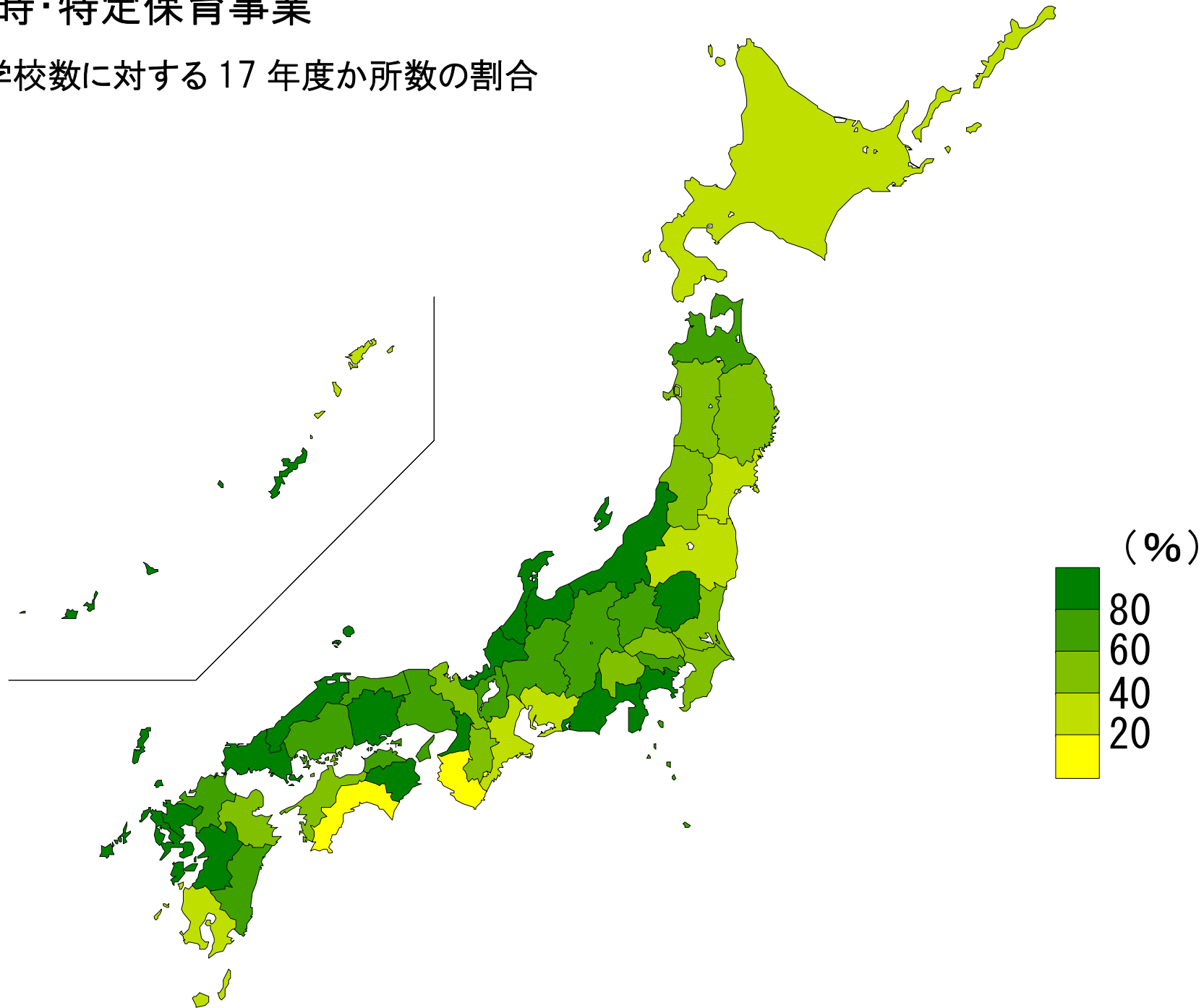
③子育て拠点(地域子育て支援センター・つどいの広場)

中学校数に対する17年度か所数の割合



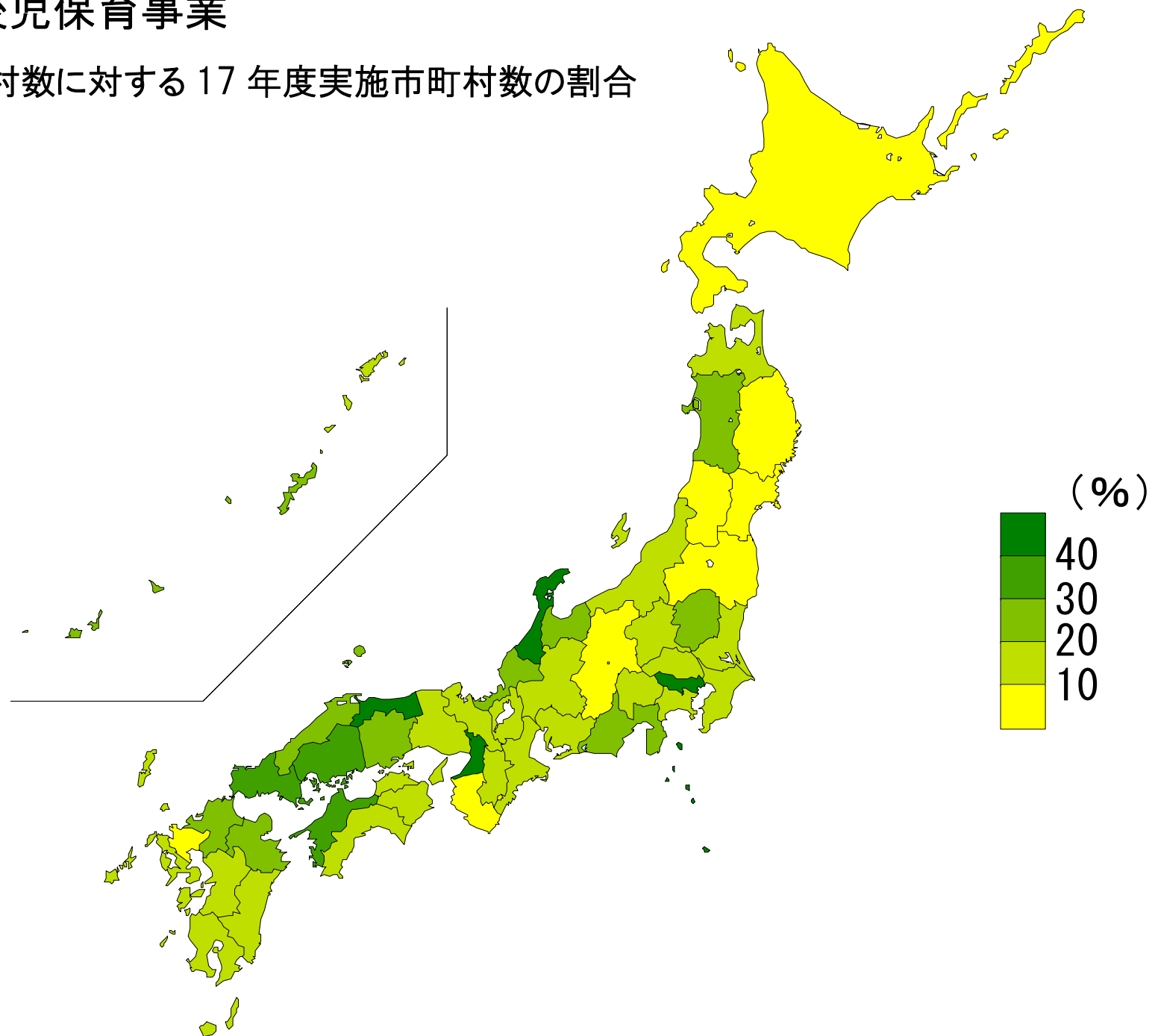
④一時・特定保育事業

中学校数に対する17年度か所数の割合



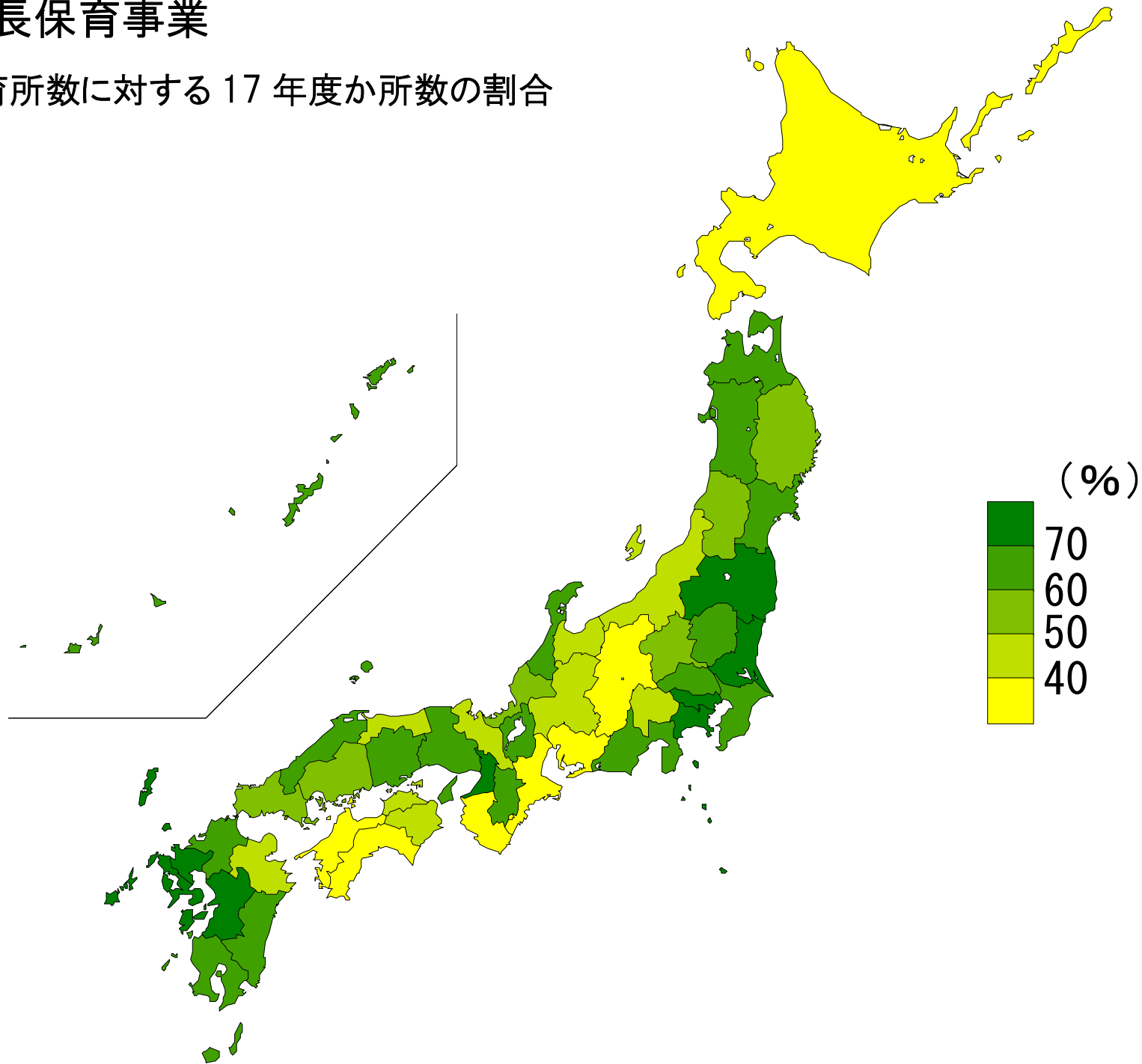
⑤病後児保育事業

市町村数に対する17年度実施市町村数の割合



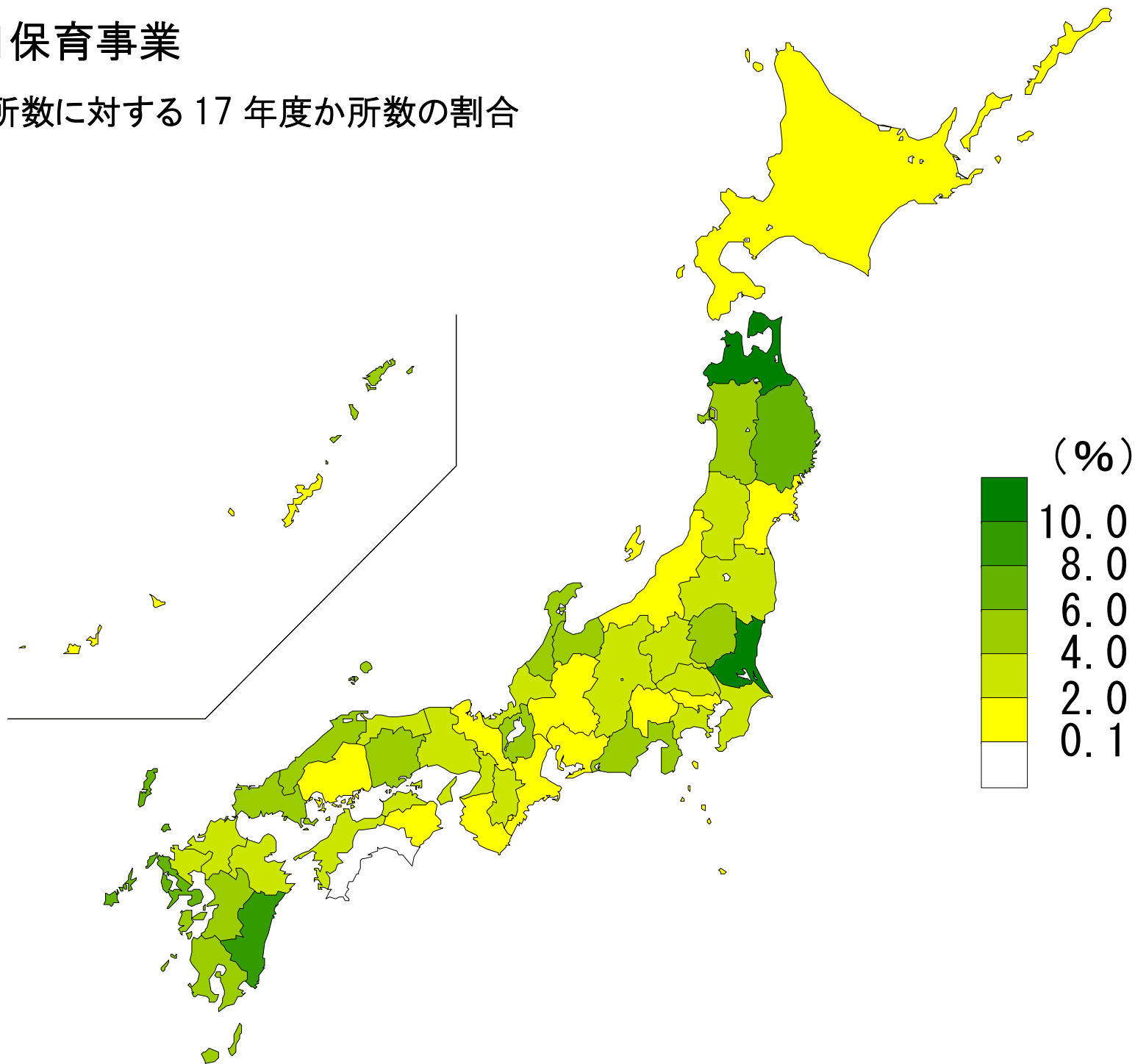
⑥延長保育事業

保育所数に対する17年度か所数の割合



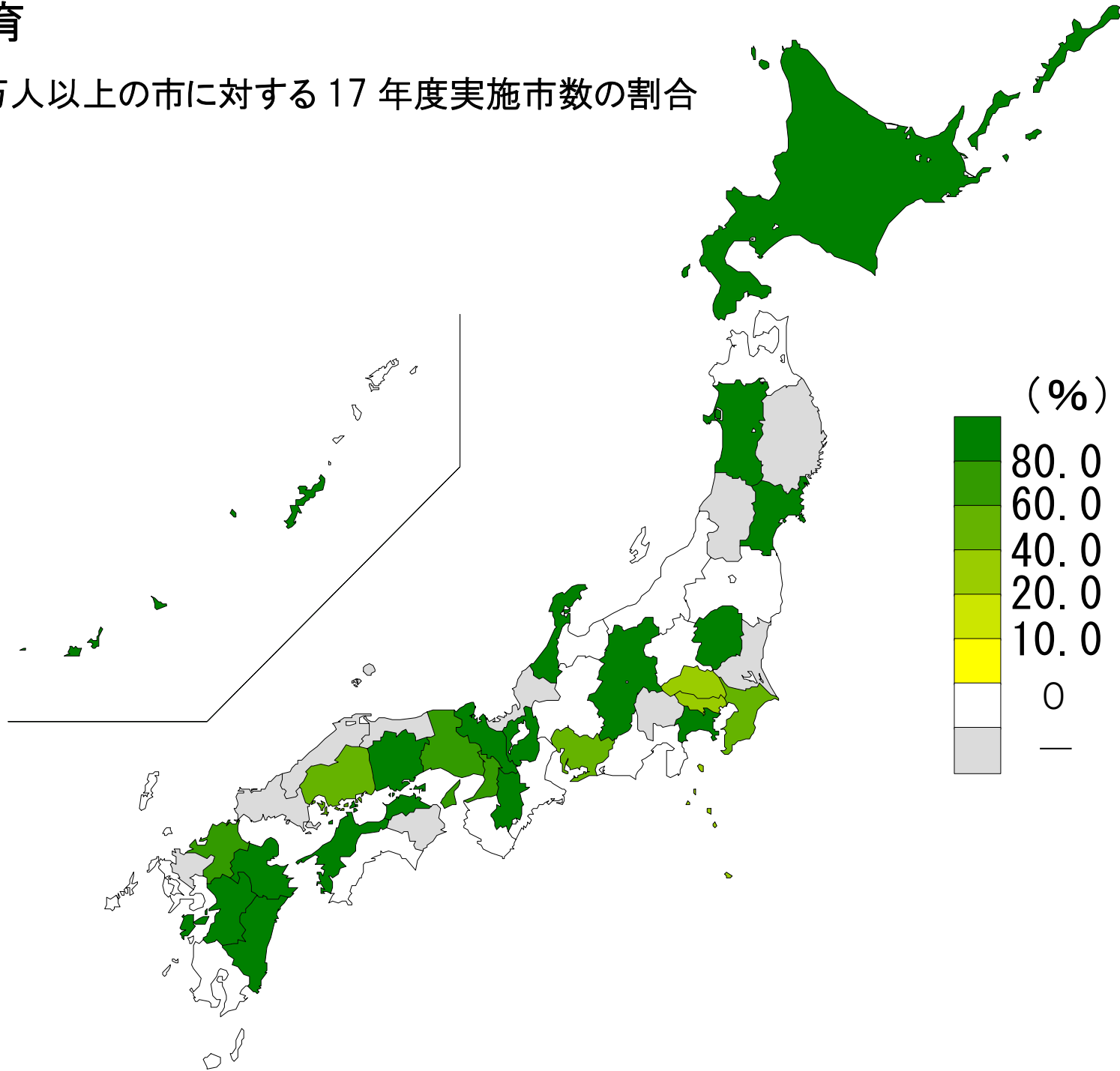
⑦休日保育事業

保育所数に対する17年度か所数の割合



⑧夜間保育

人口 30 万人以上の市に対する 17 年度実施市数の割合

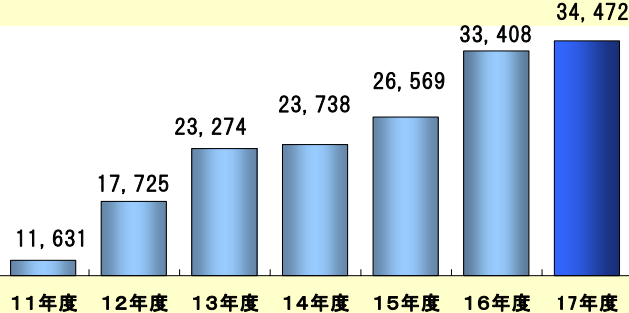


児童虐待の現状と対策について

○ 児童虐待防止対策は、社会全体として早急に取り組むべき課題。

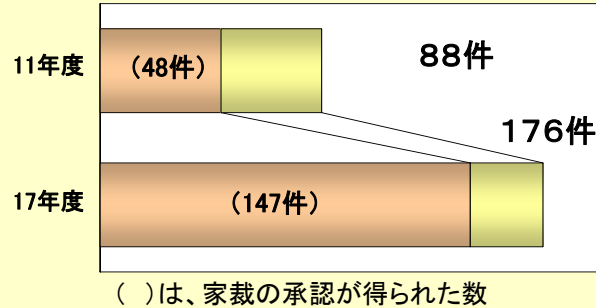
虐待相談対応件数

虐待防止法施行前の3倍に増加



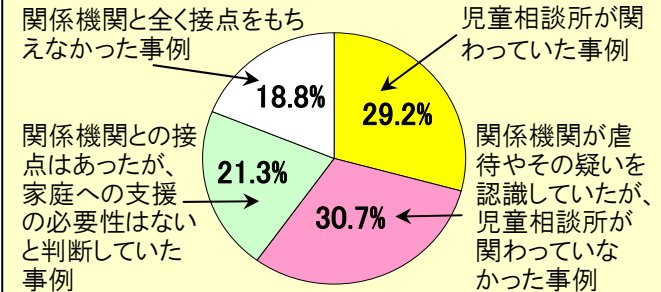
強制入所措置申立件数

強制入所措置のための家庭裁判所への申立件数も増加



死亡事例の発生

児童虐待防止法施行後も、虐待死亡事例は発生 (H12.11.20~H16.12.31 202件)



○ 児童虐待を防止し、児童の健全な心身の成長、自立を促すためには、切れ目のない総合的な支援が必要。

発生予防

早期発見・
早期対応

保護・支援

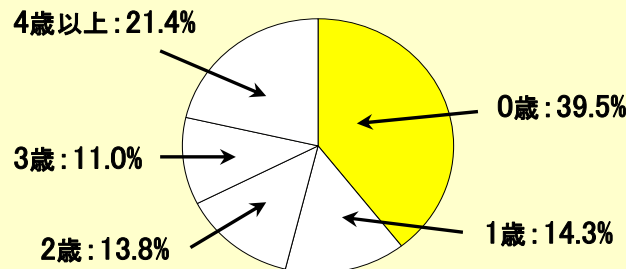
虐待は、

- ・ 身体発育の阻害
- ・ 知的発達の阻害
- ・ 情緒面の問題
- ・ 世代間連鎖

なども引き起こすと言われている。

死亡事例の約4割は、0歳児

(H.12.11.20~H16.12.31 202件(210人))



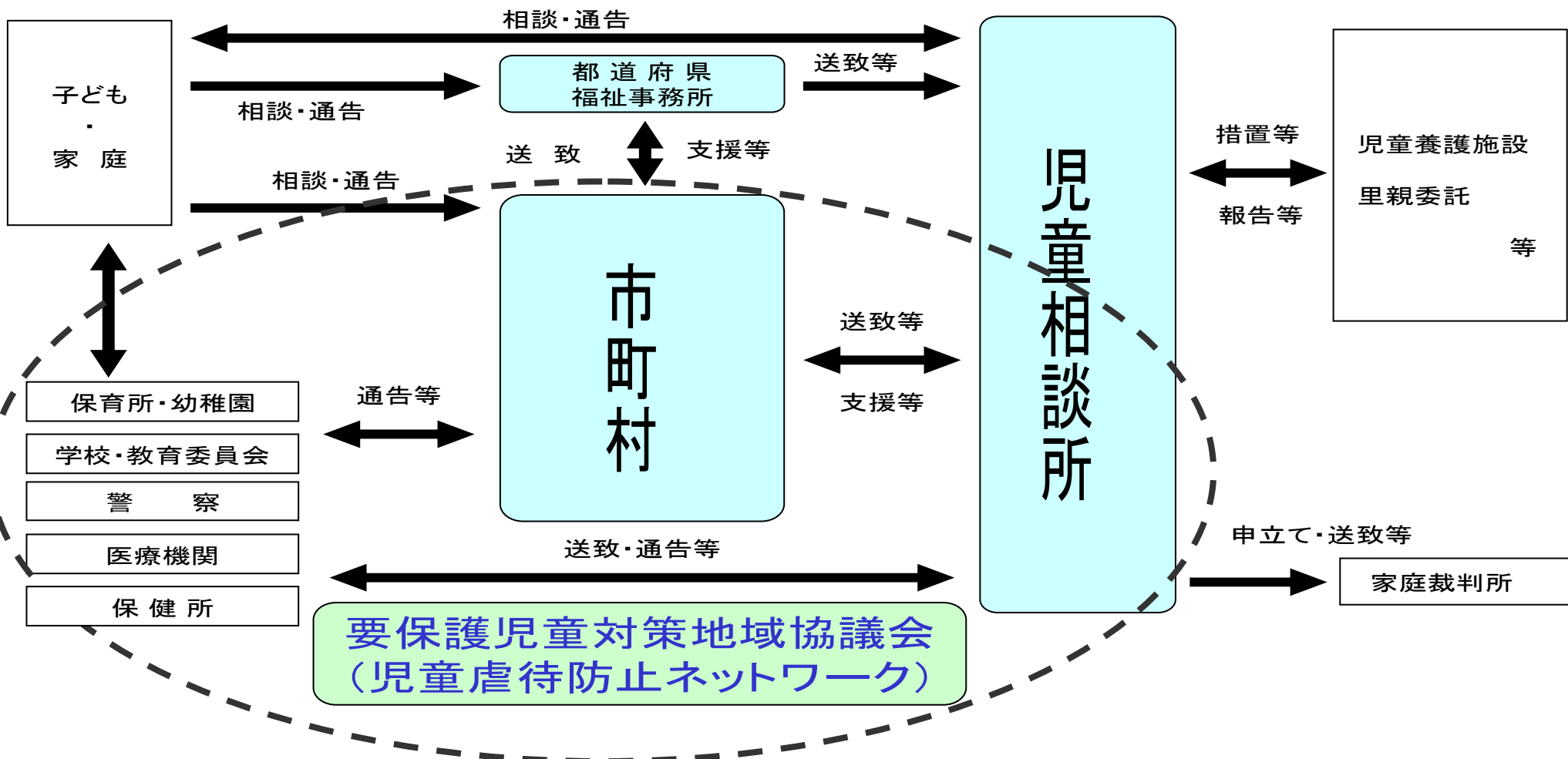
○ 児童養護施設の入所率

88.2% (平成17年3月末日現在)

○ 児童養護施設への新規入所児童のうち、虐待を受けたことのある児童の割合

62.1% (平成16年度)

- 児童虐待の防止に当たっては、地域の関係機関が、相互に連携して対応していくことが不可欠。
- 特に、要保護児童対策地域協議会を核に、地域における児童家庭相談体制の充実を図っていくことが必要。



関係機関の連携が課題となった最近の事例(参考)

乳児院への入所措置停止中に2歳7か月の女児が両親から暴行を受け、死亡した事例

- ・実母(24歳)と養父(25歳)、3歳9か月の姉(乳児院への入所履歴あり)の4人家族
- ・姉の乳児院退所に合わせて女児が乳児院に入所し、2年4か月を乳児院で育つが、両親の自宅引き取りに対する強い希望により、保育所入所を前提に死亡2か月前に入所措置を停止
- ・しかし、両親は保育所に入所させず、帰宅後間もなく虐待
- ・市担当者が家庭訪問を実施しようとしたが、両親は都合が悪いなどと拒否し、訪問できず。児童相談所が訪問するも不在で会えず。公的機関との接触は死亡1か月前に養父が保育所入所手続きの相談で市役所を訪れた際に市職員が対応したのみ
- ・死亡当日早朝、女児がぐったりしていたため両親が病院に連れて行くと、心肺停止の状態であり、死亡が確認された
- ・事件後の検証委員会では、市町村合併に伴う支援の低下、要保護児童対策地域協議会の活用不足、家庭復帰(入所措置停止)に関する検討不足等の課題が指摘された

3歳7か月の男児が実母に首を絞められ死亡した事例

- ・実母(34歳)と実父(38歳)の3人家族
- ・死亡の1年3か月前に近隣住民から警察に通報するが虐待は確認できず。通報者は市にも連絡、市から児童相談所へ情報提供
- ・実父より、実母の精神不安定について保健所に相談
- ・再び近隣住民より通報あり、児童相談所は一度家庭訪問を実施。その後保健所及び市保健センターと連絡をとりながら実母の受診状況、男児の健診受診状況等を確認するが、4か月ほど関与して相談対応を終結した
- ・保健所は、主に実父と連絡をとりながら実母の状態を把握。実母は一度他県にある実家に帰郷するが、2か月ほどで帰宅
- ・死亡の約5か月前から市障害福祉課に男児の保育所入所について実父母から相談あり。保健師が家庭訪問を実施。実父から精神保健福祉手帳の申請についても相談
- ・死亡の3か月前に保育所入所。同時期に市健康管理課で男児の3歳児健診を実施。(その際、男児に言葉の遅れがあり発達遅滞の可能性が発覚)
- ・その後、実母の状態悪化のため保育時間の延長希望について実父より市障害福祉課に相談あり。その10日後に事件発生

市町村における児童家庭相談体制の状況について

- 児童虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、発生予防や保護・支援を適切に実施していくためには、地域における児童家庭相談体制の充実が不可欠。
- 特に、その基盤となる要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）については、共同設置も含め、地域の実情に即した形で、一日も早く設置を完了するとともに、機能強化を図ることが必要。
- また、市町村の児童家庭相談体制についてみると、夜間・休日の対応、業務マニュアルの策定など、更なる体制強化が必要。

（平成18年4月1日現在・速報値）

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
北海道	83.9%	63.7%
青森県	37.5%	80.0%
岩手県	60.0%	80.0%
宮城県	86.1%	62.9%
秋田県	32.0%	36.0%
山形県	100.0%	48.6%
福島県	26.2%	39.3%
茨城県	56.8%	63.6%
栃木県	54.5%	24.2%
群馬県	56.4%	51.3%
埼玉県	95.8%	72.9%
千葉県	73.2%	69.1%
東京都	69.4%	51.6%
神奈川県	100.0%	43.8%
新潟県	60.0%	34.3%
富山県	86.7%	40.0%

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
石川県	84.2%	72.2%
福井県	100.0%	100.0%
山梨県	75.9%	72.4%
長野県	40.7%	51.9%
岐阜県	100.0%	76.2%
静岡県	92.9%	95.1%
愛知県	87.3%	83.9%
三重県	62.1%	51.7%
滋賀県	100.0%	100.0%
京都府	57.1%	59.3%
大阪府	100.0%	68.3%
兵庫県	85.4%	40.0%
奈良県	59.0%	82.1%
和歌山県	60.0%	60.0%
鳥取県	84.2%	68.4%
島根県	81.0%	33.3%

	協議会（ネットワーク）設置済み市町村の割合	夜間・休日の相談体制を確保している市町村の割合
岡山県	65.5%	41.4%
広島県	65.2%	63.6%
山口県	77.3%	95.5%
徳島県	91.7%	58.3%
香川県	76.5%	64.7%
愛媛県	40.0%	100.0%
高知県	54.3%	28.6%
福岡県	39.1%	43.3%
佐賀県	52.2%	17.4%
長崎県	60.9%	34.8%
熊本県	77.1%	52.1%
大分県	72.2%	77.8%
宮崎県	45.2%	25.8%
鹿児島県	49.0%	79.6%
沖縄県	43.9%	7.3%
合計	69.0%	58.8%

※1 速報値であり、今後数値が変動することもあり得る。

※2 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）は、指定都市を含む。

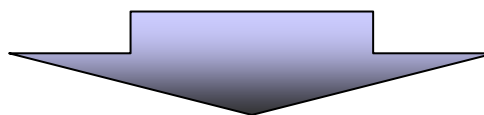
※3 夜間・休日の相談体制は、指定都市を除く。

児童家庭相談における市町村の役割

市町村の役割

児童福祉法の改正(平成16年改正)

- 市町村は、業務として児童相談に応じることが明記されるとともに、要保護児童の通告先に追加される。(あらゆる種類の相談・通告に対応する必要がある。)
- 専門的な知識及び技術を必要とする相談については、児童相談所の援助や助言を求めなければならない。



- 自ら対応可能と考えられる比較的軽微な事例への対応
- 重篤な事例に関する窓口
- 自ら対応してきたケースについて、行政権限の発動を伴うような対応が必要となった場合の児童相談所への連絡等の進行管理

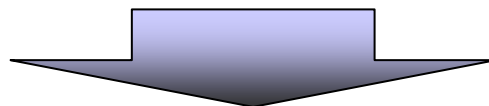
具体的には・・・

- ※ 住民等からの通告や相談を受け、一般の子育て支援サービス等の身近な各種の資源を活用することで対応可能と判断される比較的軽微な事例については、市町村中心に対応する
- ※ 事例の緊急度や困難度等を判断するための情報収集を行い、立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断される困難な事例については児童相談所に直ちに連絡する
- ※ 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、相談や定期的な訪問等を行い子どもを支え見守るとともに、家族が抱えている問題の軽減化を図る

市町村に求められる体制

児童福祉法の改正（平成16年改正）

- 業務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。



相談窓口の設置

- ・ 住民への周知は必須
- ・ 複数窓口の設置も可能
- ・ 児童福祉担当課と母子保健担当課がそれぞれ役割を果たしつつ、連携を図っていくことが不可欠

必要な体制の整備

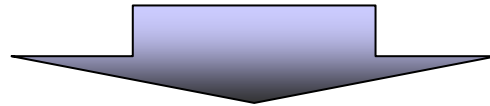
- ・ 児童福祉司たる資格を有する職員等の配置
- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置と調整機関の指定
- ・ 業務マニュアルの作成 など

夜間・休日の対応

- ・ 当直体制の整備に努めることはもちろん、地域の実情に応じ、
- ・ 複数の市町村、都道府県の設置する福祉事務所が広域で連携、輪番制等により担当する
- ・ 児童家庭支援センターなどの民間の相談機関に対応を委託する
- ・ 児童相談所と事前に調整した上で、児童相談所に自動転送することとするなどの手法により対応する。

都道府県(児童相談所)の役割

- 専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じる。
- 立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の措置は都道府県(児童相談所)のみが行使可能。
- 市町村に対し必要な援助を行う。



- 市町村相互間の連絡調整や情報提供、市町村職員に対する研修の実施等の必要な援助を行う。
- 個別の事例に関する初期対応や支援の進捗状況の管理、行政権限の発動の必要性の判断も含め、児童相談への市町村の対応について技術的援助や助言を行う。
- 一般の国民等から直接通告や相談を受け、あるいは市町村では対応が困難な事例の送致を受け、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等の都道府県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、子どもやその保護者に対する専門的な支援を行う。
- 施設を退所した子どもが安定した生活を継続できるよう、子どもやその保護者に対し、児童福祉司指導などの専門的な支援を行う。

要保護児童対策地域協議会について

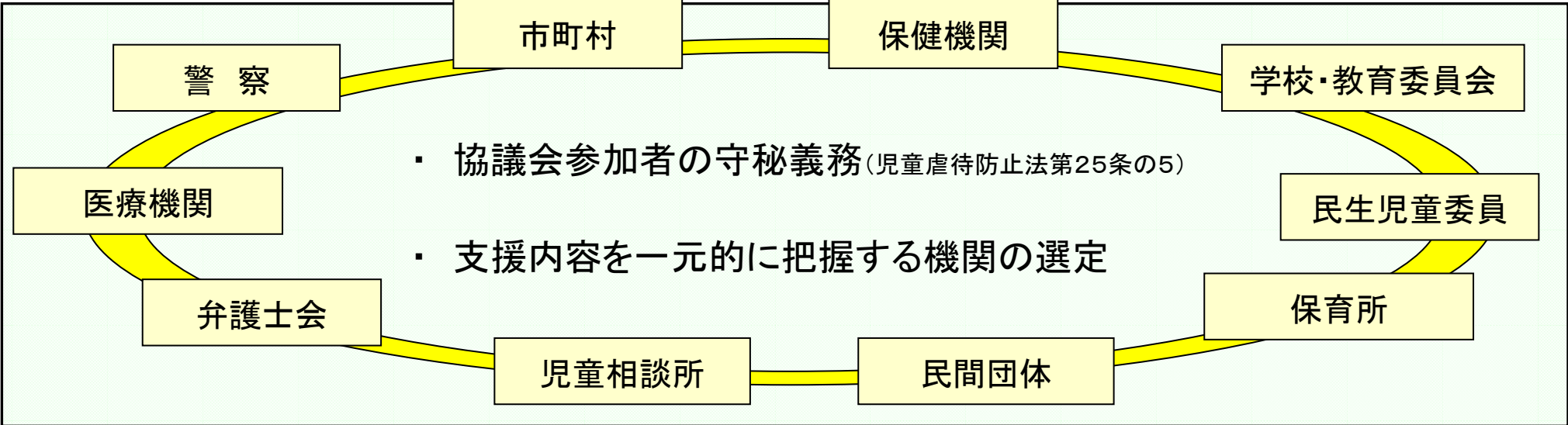
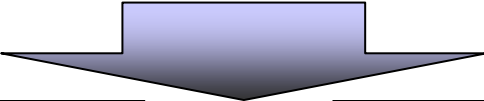
果たすべき機能

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村(場合によっては都道府県)が、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報保護の要請と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



要保護児童対策地域協議会の運営のイメージ

○協議事項や地域の実情に応じて会議を設定し、効果的な情報交換、意見交換を進める。

代表者会議

協議会の構成員の代表者による会議であり、実際の担当者で構成される実務者会議が円滑に運営されるための環境整備を目的として、年に1～2回程度開催される。

- ① 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- ② 実務者会議からの協議会の活動状況の報告と評価

実務者会議

実際に活動する実務者から構成される会議であり、会議における協議事項としては例えば次のようなものが考えられる。

- ① 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- ② 要保護児童の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- ③ 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- ④ 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

個別ケース検討会議

※ 個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により、その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討するために適時開催される。

※ 会議における協議事項としては次のようなものが考えられる。

- ① 要保護児童の状況の把握や問題点の確認(危険度や緊急度の判断)
- ② 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- ③ ケースの主担当機関とキーパーソン(主たる援助者)の決定
- ④ 実際の援助、介入方法(支援計画)の検討

※ 各関係機関の役割分担や次回会議の日程等、個別ケース検討会議で決定した事項については、記録するとともに、その内容を関係機関等で共有することが重要

※ 協議会は、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

※ この協力要請は、協議会の構成員以外の関係機関等に対して行うことも可能。

要保護児童対策地域協議会の事例①:大阪府泉大津市(人口:78,190人[平成18年4月1日現在])

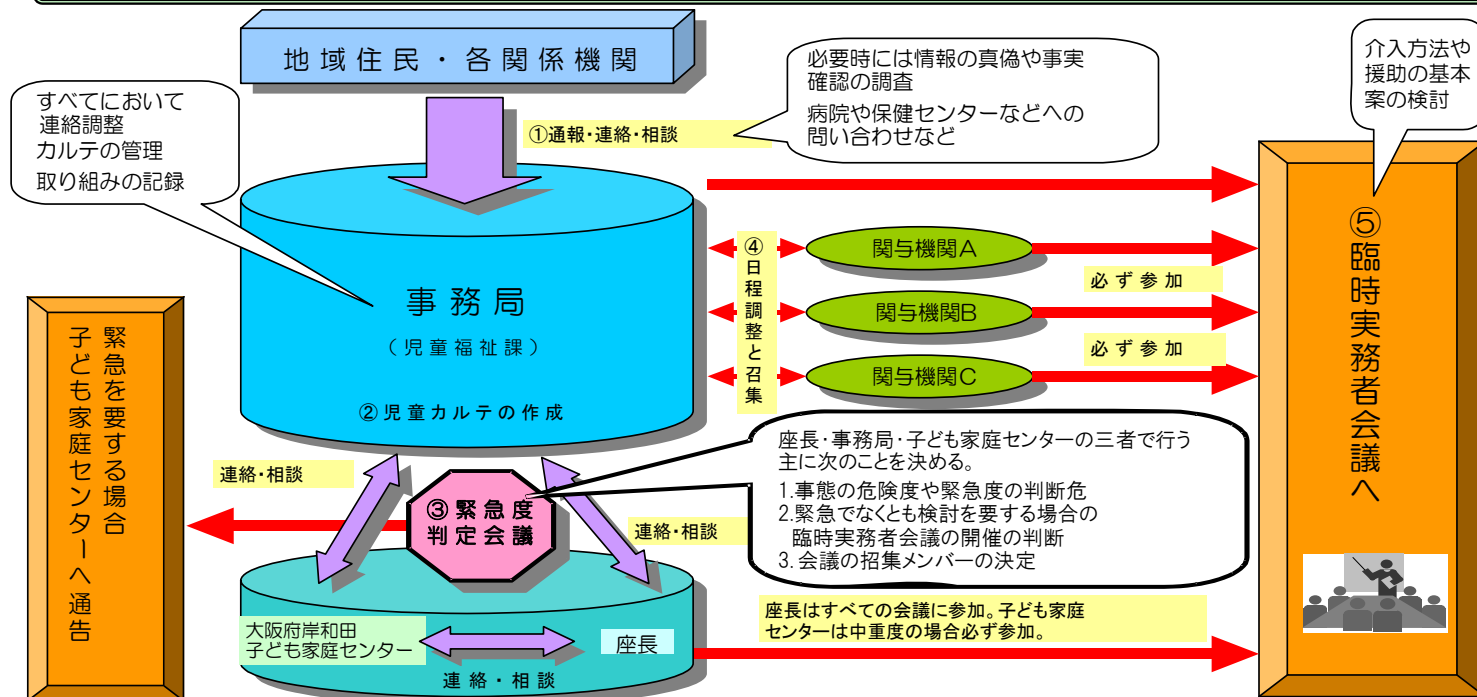
- 要保護児童対策地域協議会 平成17年10月(虐待防止ネットワークは平成11年7月設立)
- 事務局 泉大津市健康福祉部児童福祉課
- 代表者会議は年1回、実務者会議は年2回、臨時実務者会議(個別ケース検討会議)は随時
- 通告後の対応

・市に虐待ケースの通告があった場合には、市児童福祉課が事務局となり、緊急度判定会議を開催し、児童相談所とともに判定。

・その後、臨時実務者会議(個別ケース検討会議)を開催し、介入方法や援助の基本案の検討を行う。

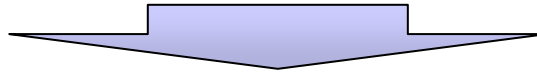
泉大津市児童虐待防止ネットワーク(CAP10) ケース対応システム

①虐待の疑いが発見されてから事務局(児童福祉課)による把握と会議(チーム)が招集されるまで



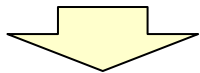
母子家庭の自立支援策について

- 平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- 平成15年度に母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法を制定し、児童扶養手当の一部減額措置が導入される平成20年4月までの間、集中的に就業支援対策を講じることとされている。



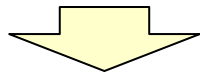
19年度に向け、未策定・未実施自治体の解消を目指し、全ての自治体において、今後の自立促進計画の策定、母子家庭等就業・自立支援センター、自立支援給付金事業、母子自立支援プログラム策定事業の実施に関する計画を策定いただきたい。
(19年1月に事業の進捗状況に合わせて実施計画について調査する予定)

母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方自治体が国の基本方針を踏まえて策定)



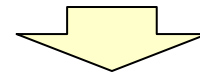
子育てと生活支援

- 保育所の優先入所の法定化
- ヘルパーの派遣などによる子育て、生活支援策の実施
- サテライト型施設の設置など母子生活支援施設の機能の拡充



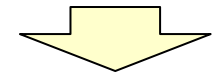
就業支援

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
- 準備講習付き職業訓練の実施
- 個々の実情に応じた、ハローワーク等との連携による母子自立支援プログラムの策定
- 母子家庭の能力開発等のための給付金の支給



養育費の確保

- 養育費支払い努力義務の法定化
- 法律相談事業の実施
- 「養育費の手引き」やリーフレットの配布
- 民事執行制度の改正による履行確保の促進



経済的支援

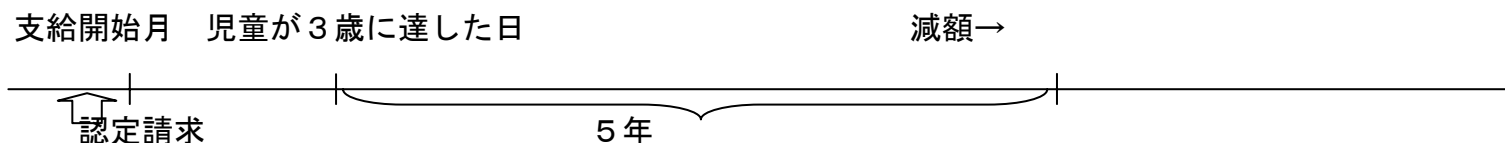
- 自立を支援する観点から母子寡婦福祉貸付の充実
- 児童扶養手当の支給

児童扶養手当について

- 90万人を超える母子家庭が受給しており、経済的支援の柱の一つ
- 手当額は、所得水準によって41,720円～9,850円。児童2人以上の場合は2人目5,000円、3人目以降1人につき3,000円。
- 平成14年の母子及び寡婦福祉法等の改正の際に、児童扶養手当について、離婚後等の生活の激変を一定期間内で緩和し、自立を促進するという趣旨で見直す観点から、就労支援施策等の強化を図ることとあわせて、平成20年4月から支給期間と手当額の見直しとされている。

児童扶養手当の一部支給停止について

- 受給期間が5年（支給事由発生から7年）を超える場合には、政令で定めるところにより、それまでの支給額の2分の1を超えない範囲で支給停止（減額）を行う（平成20年4月以降）
- ただし、自立が困難なケースが想定されることから、
 - ・ 3歳未満の児童を育てている場合には、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする



- ・ 障害、重い疾病を有する場合など、自立が困難な期間については全額支給を行う

母子家庭に対する主な就業支援施策

1 母子家庭等就業・自立支援センター（実施主体 都道府県・指定都市・中核市） （負担割合 国2分の1、都道府県、指定都市、中核市2分の1）

- ・ 一貫した就業支援サービス（就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等）
- ・ 生活支援サービス（養育費の相談等）

2 母子家庭自立支援給付金事業（実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村） （負担割合 国4分の3、都道府県等4分の1）

(1) 自立支援教育訓練給付金

- ・ 雇用保険制度等で定める教育訓練講座を受講した母子家庭の母を対象
- ・ 講座終了後に受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）を支給

(2) 高等技能訓練促進費

- ・ 看護師等の資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する母子家庭の母を対象
- ・ 生活費として、修学期間の1/3の期間、月額103,000円を支給

(3) 常用雇用転換奨励金

- ・ パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象
- ・ 1人当たり30万円の奨励金を支給

3 母子自立支援プログラム策定事業（実施主体 都道府県・市・福祉事務所設置町村） （負担割合 国10分の10）

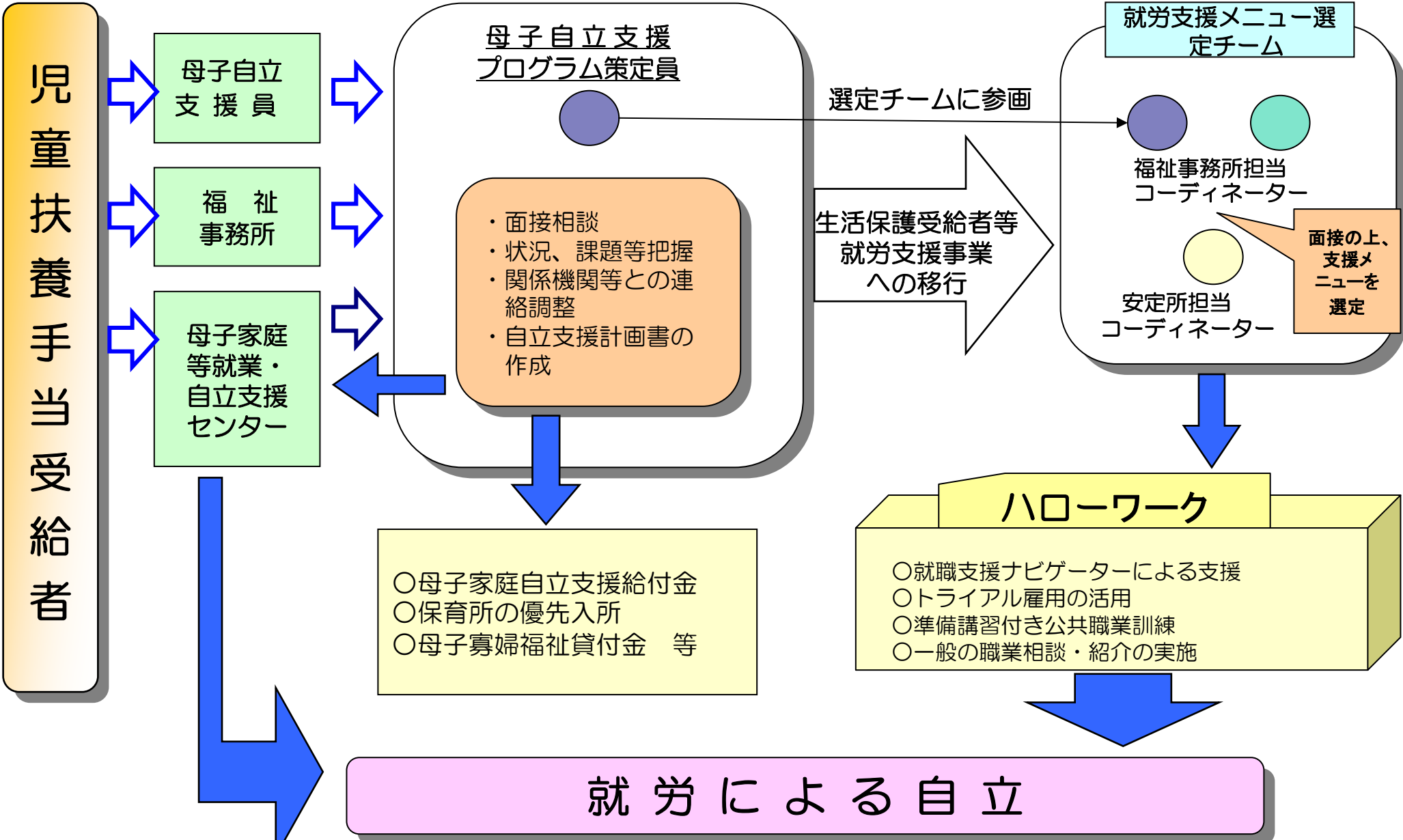
- ・ 福祉事務所等に母子自立支援プログラム策定員を設置し、自立が見込まれる児童扶養手当受給者を対象に自立支援プログラムを策定
- ・ ハローワーク等と連携のもと、プログラムに基づいた支援を実施

（参考）

ハローワークを通じた就労支援

- ・ 紹介件数 200,126件（平成16年度） → 271,571件（平成17年度）
- ・ 就職件数 54,286件（平成16年度） → 66,266件（平成17年度）

母子自立支援プログラムについて



母子自立支援プログラム策定事業の具体例について

事例1

専任の支援スタッフが対象者の意向や状況を踏まえたきめ細かな支援を行うことにより、対象者自身が就職に対する自己理解が向上し、正社員での就職が可能となったケース

○本人33歳と子ども4歳の2人世帯。高卒後10年のデパート勤務を経て結婚。

5年の専業主婦生活を経て離婚。パソコンスキルはテンキー入力程度。

○福祉事務所来所から、約40日で、食品会社の営業事務に正社員として内定。

○15年ぶりの就職活動に当たって、毎回、同じナビゲーターが履歴書の書き方や面接時の対応について助言。あわせてハローワークにおける自力の求人検索では抽出できなかった求人情報や相談者の意向を踏まえた情報提供や提案を行う。

○当初は、近隣で勤務時間と休日重視のパート勤務を希望していたが、こうした相談支援を受ける経過の中で、勤務時間や休日の条件を譲歩。また、子どもの保育環境を確保した結果、正社員雇用が可能に。

事例2

対象者が抱える問題点をケース会議で明らかにし、問題の解決に向け、行政と対象者が意欲的に取り組んだケース。

○本人48歳と高校生の子どもの2人世帯。

○卸売業で10年近く事務職に従事したが、給与の遅配があるため転職を検討。

○本人を交えたケース会議で、転職に必要な解決すべき課題は、年齢要件とパソコンのスキルが乏しいことで意見が一致。

○ケース会議の結果を踏まえ、パソコン教室を受講するとともに、ハローワークの支援を受けつつ、積極的に求人検索を行うことにより、正社員として給与16万円、賞与60万円～80万円の条件で再就職が決定。

母子家庭の就業支援関係事業の実施状況等（平成18年10月1日現在）

①母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭の母等に対して、就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供など一貫した就業支援サービスや養育費の相談など生活支援サービスを提供する。

	都道府県	指定都市	中核市	合計
平成15年度	39か所 (83.0%)	8か所 (61.5%)	11か所 (31.4%)	58か所 (61.1%)
平成16年度	47か所 (100.0%)	12か所 (92.3%)	21か所 (60.0%)	80か所 (84.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	13か所 (92.9%)	23か所 (62.2%)	83か所 (84.7%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	27か所 (73.0%)	89か所 (89.9%)

②自立支援教育訓練給付金事業

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。

○受講料の4割相当額（上限20万円、下限8千円）

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	35か所 (74.5%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	116か所 (17.6%)	158か所 (21.0%)
平成16年度	45か所 (95.7%)	7か所 (53.8%)	24か所 (68.6%)	251か所 (36.0%)	327か所 (41.2%)
平成17年度	47か所 (100.0%)	14か所 (100.0%)	32か所 (86.5%)	346か所 (44.3%)	439か所 (49.9%)
平成18年度 (予定)	47か所 (100.0%)	15か所 (100.0%)	33か所 (89.2%)	528か所 (69.7%)	623か所 (72.7%)

③高等技能訓練促進費事業

介護福祉士等の経済的自立に効果的な資格を取得するために2年以上養成機関等で修学する場合で、就業（育児）と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のため、高等技能訓練促進費を支給する。

○修学期間の最後の1/3の期間（12ヶ月を限度）

○月額10万3千円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	29か所 (61.7%)	1か所 (7.7%)	6か所 (17.1%)	91か所 (13.8%)	127か所 (16.9%)
平成16年度	37か所 (78.7%)	5か所 (38.5%)	24か所 (68.6%)	186か所 (26.6%)	252か所 (31.8%)
平成17年度	40か所 (85.1%)	11か所 (78.6%)	29か所 (78.4%)	265か所 (33.9%)	345か所 (39.2%)
平成18年度 (予定)	43か所 (91.5%)	14か所 (93.3%)	29か所 (78.4%)	411か所 (54.2%)	497か所 (58.0%)

④常用雇用転換奨励金事業

パートタイム等として雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用労働者に雇用転換した事業主に対して奨励金を支給する。

○1人あたり30万円

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成15年度	19か所 (40.4%)	1か所 (7.7%)	2か所 (5.7%)	56か所 (8.5%)	78か所 (10.4%)
平成16年度	29か所 (61.7%)	3か所 (23.1%)	11か所 (31.4%)	125か所 (17.9%)	168か所 (21.2%)
平成17年度	29か所 (61.7%)	5か所 (35.7%)	12か所 (32.4%)	150か所 (19.2%)	196か所 (22.3%)
平成18年度 (予定)	30か所 (63.8%)	6か所 (40.0%)	14か所 (37.8%)	180か所 (23.7%)	230か所 (26.8%)

⑤母子自立支援プログラム策定事業

個々の児童扶養手当受給者の状況・ニーズに応じ、自立支援計画書を策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細かな自立・就労支援を実施することを目的として、母子自立支援プログラム策定員を福祉事務所等に設置する。

※平成18年度より本格実施

	都道府県	指定都市	中核市	一般市等	合計
平成18年度 (予定)	27か所 (57.4%)	14か所 (93.3%)	8か所 (21.6%)	126か所 (16.6%)	175か所 (20.4%)

母子家庭就業支援関係事業等の実施状況等(18年10月1日現在)

◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定

		都道府県							市 等					
		母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業		
北海道・東北ブロック	1 北海道	◎	◎	◎	◎	◎	○	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、帯広市、釧路市(6/35)	札幌市、函館市(2/3)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、美唄市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、根室市、北斗市(20/35)	札幌市、旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、北広島市、小樽市、芦別市、赤平市、滝川市、深川市、北見市、網走市、室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、帯広市、釧路市、北斗市(20/35)	旭川市、函館市、千歳市、恵庭市、小樽市、滝川市、深川市、北見市、網走市、苫小牧市、登別市、釧路市、北斗市(13/35)	札幌市(1/35)	
	2 青森県	◎	◎	◎		◎	○	(0/10)	青森市(1/1)	弘前市(1/10)	(0/10)	(0/10)	青森市(1/10)	
	3 岩手県	◎	◎	◎				○	盛岡市(1/13)	—	盛岡市、北上市、一関市、陸前高田市(4/13)	北上市(1/13)	北上市(1/13)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(13/13)
	4 宮城県	◎	◎	◎	◎				仙台市(1/13)	仙台市(1/1)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	仙台市(仙台市以外の県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	(0/13)	仙台市(1/13)
	5 秋田県	◎	◎	◎	◎	◎			男鹿市(1/13)	秋田市(1/1)	秋田市、能代市、由利本荘市、湯上市、北秋田市、仙北市(6/13)	由利本荘市、湯上市、北秋田市、にかほ市(4/13)	(0/13)	(0/13)
	6 山形県	◎	◎	◎	○	○		○	(0/13)	—	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、寒河江市、村山市(6/13)	(0/13)	(0/13)	(0/13)
	7 福島県	◎	◎	◎				○	郡山市(1/12)	(0/2)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(12/12)	(0/12)	(0/12)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(12/12)
関東ブロック	8 茨城県	◎	◎	◎	○			(0/32)	—	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(32/32)	(0/32)	(0/32)	
	9 栃木県	◎	◎	◎	◎			宇都宮市、足利市、小山市(3/14)	宇都宮市(1/1)	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、下野市、那須烏山市、日光市(14/14)	宇都宮市、小山市、日光市(3/14)	(0/14)	(0/14)	

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施市○は18年度に策定予定又は実施予定					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
関東ブロック	10	群馬県	◎	◎	◎	○	○	(0/12)	—	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(12/12)	高崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市(9/12)	(0/12)	
	11	埼玉県	◎	◎	◎	◎	◎	○	さいたま市、川越市(2/40)	さいたま市、川越市(2/2)	さいたま市、所沢市、狭山市、朝霞市、和光市、北本市、八潮市、三郷市(8/40)	川越市、所沢市、和光市(3/40)	朝霞市、和光市(2/40)
	12	千葉県	◎	◎	◎	◎	◎	○	千葉市、船橋市、八千代市(3/36)	千葉市、船橋市(2/2)	千葉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市、流山市、我孫子市、野田市、佐倉市、木更津市、袖ヶ浦市、南房総市(13/36)	千葉市、船橋市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、野田市、木更津市、南房総市(8/36)	船橋市、浦安市、南房総市(3/36)
	13	東京都	◎	◎	◎	◎	◎	○	中央区、港区、新宿区、杉並区、江戸川区、府中市、調布市、国分寺市、西東京市(9/49)	—	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、江戸川区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、多摩市(29/49)	千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、杉並区、豊島区、荒川区、足立区、江戸川区、武蔵野市、府中市、調布市、小金井市、東村山市、国分寺市、福生市、多摩市(24/49)	荒川区、武蔵野市、府中市(3/49)
	14	神奈川県	◎	◎	◎	◎	◎	○	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市(5/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市(4/4)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市(19/19)	横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市(15/19)	川崎市、横須賀市、相模原市、平塚市、藤沢市、秦野市、大和市、海老名市、座間市(9/19)
	15	新潟県	◎	◎	◎	◎	◎	○	新潟市(1/20)	新潟市(1/1)	新潟市、長岡市、柏崎市、十日町市、燕市、上越市、佐渡市(7/20)	新潟市(1/20)	新潟市(1/20)
16	山梨県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/13)	—	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	甲府市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市(12/13)	

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施 ○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				常用雇用転換奨励金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		常用雇用転換奨励金事業
関東ブロック	17	長野県	◎	◎	◎	◎	○	(0/19)	(0/1)	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(16/19)	長野市、松本市、岡谷市、諏訪市、小諸市、伊那市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市(10/19)	長野市、松本市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、茅野市、塩尻市、佐久市(11/19)	(0/19)	
	18	静岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	静岡市、沼津市(2/23)	静岡市、浜松市(2/2)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、藤枝市、菊川市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、焼津市、掛川市(20/23)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、富士市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、沼津市、菊川市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市(17/23)	静岡市、浜松市、下田市、富士宮市、磐田市、湖西市、三島市、御殿場市、御前崎市、熱海市、袋井市、掛川市(15/23)	静岡市、浜松市 (左記市以外の市在住者分は県の事業対象に含め実施)(23/23)
中部ブロック	19	富山県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/10)	富山市(1/1)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市(10/10)
	20	石川県	◎	◎	◎	◎	◎		金沢市、小松市(2/10)	金沢市(1/1)	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(8/10)	金沢市、小松市、加賀市、かほく市、白山市、能美市(6/10)	七尾市、小松市、加賀市、かほく市、白山市(5/10)	(0/10)
	21	福井県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/9)	-	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	福井市、敦賀市、越前市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、坂井市(9/9)	(県内市等在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)
	22	岐阜県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/21)	岐阜市(1/1)	大垣市、多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市(15/21)	大垣市、関市、羽島市、各務原市、可児市、飛騨市、郡上市、下呂市(8/21)	羽島市、各務原市、飛騨市(3/21)	(0/21)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業	
中部ブロック	23	愛知県	◎	◎	◎	◎	◎	○	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、春日井市、豊川市、碧南市、安城市、刈谷市、蒲郡市、東海市、小牧市、大府市、知多市、清須市(15/35)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市(4/4)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、岩倉市、豊明市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、豊川市、蒲郡市、田原市、清須市、愛西市、常滑市、知多市、北名古屋市、弥富市(32/35)	名古屋市、豊橋市、豊田市、岡崎市、瀬戸市、春日井市、稲沢市、日進市、津島市、半田市、大府市、碧南市、安城市、知立市、豊川市、蒲郡市、田原市、愛西市、清須市、刈谷市、知多市、北名古屋市(22/35)	名古屋市、春日井市、犬山市、稲沢市、碧南市、刈谷市、知立市、豊川市、蒲郡市、清須市、江南市、北名古屋市、西尾市(14/35)	名古屋市(1/35)
	24	三重県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/14)	—	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、尾鷲市、熊野市、伊賀市(7/14)	津市、四日市市、松阪市、熊野市、伊賀市(5/14)	四日市市(1/14)	(0/14)
近畿ブロック	25	滋賀県	◎	◎	◎	◎	◎		(0/13)	—	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(12/13)	大津市、近江八幡市、守山市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市(8/13)	(0/13)	(0/13)
	26	京都府	◎	◎	◎	◎			京都市(1/14)	京都市(1/1)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含め実施)(14/14)	京都市(京都市以外の市等在住者分は府の事業対象に含め実施)(14/14)	(0/14)	京都市、福知山市(2/14)
	27	大阪府	◎	◎	◎	◎	◎	○	大阪市、堺市、東大阪市、岸和田市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、箕面市、柏原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(28/34)	大阪市、堺市(2/4)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、大東市、和泉市、箕面市、羽曳野市、摂津市、高石市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町(27/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、貝塚市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市(24/34)	大阪市、堺市、高槻市、東大阪市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、茨木市、八尾市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、大塚市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、摂津市、高石市、泉南市、交野市、大阪狭山市(15/34)	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、泉南市、四條畷市(11/34)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施、○は18年度に策定予定又は実施予定						
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業				常用雇用転換奨励金事業	自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業		常用雇用転換奨励金事業
近畿ブロック	28	兵庫県	◎	◎	◎	◎	◎		神戸市(1/2)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、篠山市、南あわじ市、宍粟市、朝来市、淡路市(23/29)	神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、南あわじ市、宍粟市、淡路市(20/29)	たつの市、川西市、三田市(3/29)	神戸市(1/29)	
	29	奈良県	◎	◎	◎	◎	◎	○	御所市(1/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(11/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市(10/13)	奈良市、大和高田市、天理市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、葛城市(8/13)	橿原市、五條市、御所市、香芝市、十津川村(左記市等以外の市等在住者分は県の事業対象に含め実施)(13/13)	
	30	和歌山県	◎	◎	◎	◎			有田市(1/9)	和歌山市(1/1)	和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市(9/9)	和歌山市、岩出市、紀の川市、橋本市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市(9/9)	御坊市(1/9)	(0/9)
中国ブロック	31	鳥取県		◎	◎	◎	◎	○	倉吉市(1/4)	—	鳥取市、倉吉市(2/4)	鳥取市、米子市、境港市(3/4)	鳥取市(1/4)	(0/4)
	32	島根県		◎	◎	◎	◎	○	(0/9)	—	松江市(1/9)	松江市、益田市(2/9)	松江市(1/9)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(9/9)
	33	岡山県	◎	◎	◎	◎		○	(0/15)	(0/2)	岡山市、倉敷市、瀬戸内市(3/15)	瀬戸内市(1/15)	(0/15)	(0/15)
	34	広島県	◎	◎	◎	◎	◎	○	福山市、呉市(2/19)	広島市、福山市(2/2)	広島市、福山市、呉市、竹原市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸太田町、大崎上島町(12/19)	広島市、福山市、三原市、府中市、三次市、大竹市、東広島市、大崎上島町(8/19)	福山市、府中市、三次市、大崎上島町(4/19)	広島市、福山市(2/19)
	35	山口県	◎	◎	◎	◎	◎	○	下関市(1/13)	下関市(1/1)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市(13/13)	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市(13/13)	宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、山陽小野田市、光市、長門市、美祢市、周南市(10/13)	下関市(1/13)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施市○は18年度に策定予定又は実施予定					
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業(※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業		
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業
四国ブロック	36	徳島県	◎	◎	◎	◎		○	(0/8)	—	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市(8/8)	(0/8)
	37	香川県	○	◎	◎	◎			(0/8)	高松市(1/1)	高松市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(6/8)	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市(8/8)	(0/8)
	38	愛媛県	◎	◎	◎	◎			(0/11)	松山市(1/1)	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市(10/11)	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市(8/11)	今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市(6/11)
	39	高知県	○	◎	◎	◎		○	(0/11)	高知市(1/1)	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市(11/11)	高知市、安芸市、南国市、須崎市、四万十市、土佐清水市、香南市、香美市、宿毛市(9/11)	(0/11)
九州ブロック	40	福岡県	◎	◎	◎	◎	◎	○	北九州市、福岡市、宗像市(3/27)	北九州市、福岡市(2/2)	北九州市、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、朝倉市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市(21/27)	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、朝倉市、筑後市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市(20/27)	北九州市、筑紫野市、春日市、大野城市、古賀市、福津市(6/27)
	41	佐賀県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/10)	—	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市(9/10)	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市(9/10)	(県内市在住者分も県の事業対象に含め実施)(10/10)
	42	長崎県	◎	◎	◎	◎	◎	○	長崎市(1/13)	(0/1)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、松浦市、西海市、雲仙市、南島原市(11/13)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、対馬市、松浦市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市(13/13)
	43	熊本県	◎	◎	◎	◎			熊本市(1/14)	熊本市(1/1)	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(11/14)	熊本市、八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、天草市(10/14)	天草市(1/14)
	44	大分県	◎	◎	◎	◎	◎	○	(0/14)	大分市(1/1)	大分市、別府市、日田市、佐伯市、中津市、杵築市、豊後大野市(7/14)	大分市、別府市、日田市、佐伯市、中津市(5/14)	(0/14)

			都道府県					◎は17年度までに策定済又は18年度も継続して実施 ○は18年度に策定予定又は実施予定							
			母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業			母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)	母子家庭及び寡婦自立促進計画	母子家庭等就業・自立支援センター事業	自立支援給付金事業				母子自立支援プログラム策定事業 (※平成18年度から本格実施)
					自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業				自立支援教育訓練給付金事業	高等技能訓練促進費事業	常用雇用転換奨励金事業		
九州ブロック	45	宮崎県	◎	◎	◎	◎	◎	(0/9)	宮崎市 (1/1)	宮崎市(宮崎市を除く県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	宮崎市(宮崎市を除く県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	(県内市在住者分は県の事業対象に含め実施)(9/9)	(0/9)		
	46	鹿児島県	◎	◎	◎	◎		(0/17)	鹿児島市 (1/1)	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(12/17)	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、出水市、大口市、指宿市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市(12/17)	(0/17)	(0/17)		
	47	沖縄県	◎	◎	◎	◎	○	那覇市、浦添市 (2/11)	—	那覇市、うるま市、宜野湾市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市(7/11)	うるま市(1/11)	(0/11)	(0/11)		
都道府県合計	継続して実施(◎)		42 (策定済)	47	47	40	29	0	平成18年度に事業等の実施予定の市等数						
	平成18年度中に実施(○)		2 (18予定)	0	0	3	1	27	98/810 (12.1%)	42/52 (80.8%)	576/810 (71.1%)	454/810 (56.0%)	200/810 (24.7%)	148/810 (18.3%)	
	実施予定なし		3 (予定なし)	0	0	4	17	20							

各母子家庭等就業・自立支援センターにおける事業の実施状況(平成16年度)

区分	No	都道府県	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
都道府県	1	北海道	429	(1.22)	419	(1.19)	34	(0.10)
	2	青森県	148	(1.01)	2,606	(17.73)	5	(0.03)
	3	岩手県	282	(2.86)	187	(1.90)	21	(0.21)
	4	宮城県	98	(1.01)	105	(1.08)	16	(0.16)
	5	秋田県	4,226	(73.29)	218	(3.78)	261	(4.53)
	6	山形県	80	(1.18)	121	(1.78)	7	(0.10)
	7	福島県	434	(4.45)	122	(1.25)	13	(0.13)
	8	茨城県	-	(-)	50	(0.24)	-	(-)
	9	栃木県	545	(5.82)	690	(7.36)	48	(0.51)
	10	群馬県	131	(1.01)	38	(0.29)	6	(0.05)
	11	埼玉県	778	(2.40)	588	(1.81)	29	(0.09)
	12	千葉県	341	(1.39)	58	(0.24)	119	(0.48)
	13	東京都	164	(0.22)	189	(0.26)	6	(0.01)
	14	神奈川県	-	(-)	79	(0.50)	-	(-)
	15	新潟県	281	(3.26)	-	(-)	30	(0.35)
	16	富山県	387	(11.15)	863	(24.87)	71	(2.05)
	17	石川県	239	(6.22)	92	(2.39)	16	(0.42)
	18	福井県	229	(5.09)	165	(3.66)	31	(0.69)
	19	山梨県	-	(-)	45	(0.88)	-	(-)
	20	長野県	5,940	(55.90)	241	(2.27)	403	(3.79)
	21	岐阜県	84	(0.95)	236	(2.67)	4	(0.05)
	22	静岡県	870	(6.39)	119	(0.87)	57	(0.42)
	23	愛知県	1,589	(7.50)	177	(0.84)	108	(0.51)
	24	三重県	3	(0.02)	79	(0.64)	1	(0.01)
	25	滋賀県	323	(4.03)	30	(0.37)	59	(0.74)
	26	京都府	313	(3.97)	48	(0.61)	78	(0.99)
	27	大阪府	599	(1.32)	581	(1.28)	142	(0.31)
	28	兵庫県	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	29	奈良県	981	(13.61)	182	(2.53)	63	(0.87)
	30	和歌山県	-	(-)	37	(0.65)	-	(-)
	31	鳥取県	89	(1.92)	2,175	(46.91)	7	(0.15)
	32	島根県	171	(3.78)	123	(2.72)	9	(0.20)
	33	岡山県	134	(2.67)	69	(1.38)	17	(0.34)
	34	広島県	59	(0.72)	60	(0.73)	1	(0.01)
	35	山口県	54	(0.46)	113	(0.95)	10	(0.08)
	36	徳島県	63	(1.02)	174	(2.83)	3	(0.05)
	37	香川県	70	(1.38)	83	(1.64)	18	(0.36)
	38	愛媛県	15	(0.20)	82	(1.11)	2	(0.03)
	39	高知県	771	(21.49)	-	(-)	56	(1.56)
	40	福岡県	1,532	(6.02)	111	(0.44)	173	(0.68)
	41	佐賀県	147	(2.02)	40	(0.55)	24	(0.33)
	42	長崎県	-	(-)	167	(1.91)	-	(-)
	43	熊本県	520	(5.68)	190	(2.07)	76	(0.83)
	44	大分県	292	(4.95)	50	(0.85)	125	(2.12)
	45	宮崎県	280	(3.07)	103	(1.13)	45	(0.49)
	46	鹿児島県	134	(1.25)	60	(0.56)	20	(0.19)
	47	沖縄県	5	(0.02)	177	(0.87)	3	(0.01)

区分	No	指定都市 中核市	就業相談		就業支援講習会		就職実績	
			相談件数 (延べ件数)	支援割合 (%)	受講者数 (延べ件数)	支援割合 (%)	就職件数 (実数)	支援割合 (%)
政令指定都市	48	札幌市	2,669	(14.30)	563	(3.02)	147	(0.79)
	49	仙台市	93	(1.43)	124	(1.91)	18	(0.28)
	50	さいたま	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	51	千葉市	510	(9.26)	123	(2.23)	102	(1.85)
	52	横浜市	66	(0.37)	72	(0.40)	1	(0.01)
	53	川崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	54	静岡市	-	(-)	41	(0.26)	-	(-)
	55	名古屋	229	(5.52)	352	(8.48)	14	(0.34)
	56	京都市	260	(2.16)	243	(2.02)	26	(0.22)
	57	大阪市	855	(2.99)	711	(2.49)	197	(0.69)
	58	神戸市	132	(1.07)	197	(1.60)	5	(0.04)
	59	広島市	622	(7.71)	251	(3.11)	46	(0.57)
	60	北九州市	482	(4.59)	61	(0.58)	28	(0.27)
	61	福岡市	273	(2.15)	192	(1.51)	75	(0.59)
	62	旭川市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	63	函館市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	64	秋田市	-	(-)	39	(1.69)	-	(-)
	65	郡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	66	いわき市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	67	宇都宮市	355	(10.61)	230	(6.87)	38	(1.14)
	68	川越市	-	(-)	-	(-)	-	(-)
69	船橋市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
70	横須賀市	-	(-)	4	(0.13)	-	(-)	
71	相模原市	-	(-)	3	(0.07)	-	(-)	
72	新潟市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
73	富山市	387	(19.54)	863	(43.56)	71	(3.58)	
74	金沢市	32	(1.18)	37	(1.37)	8	(0.30)	
75	長野市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
76	岐阜市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
77	浜松市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
78	豊橋市	22	(0.92)	33	(1.37)	3	(0.12)	
79	豊田市	8	(0.45)	9	(0.51)	0	(0.00)	
80	岡崎市	35	(1.96)	5	(0.28)	1	(0.06)	
81	堺市	231	(2.66)	280	(3.23)	56	(0.65)	
82	高槻市	42	(1.66)	24	(0.95)	6	(0.24)	
83	東大阪市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
84	姫路市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
85	奈良市	-	(-)	48	(1.62)	-	(-)	
86	和歌山市	-	(-)	20	(0.48)	-	(-)	
87	岡山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
88	倉敷市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
89	福山市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
90	下関市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
91	高松市	16	(0.54)	7	(0.24)	4	(0.14)	
92	松山市	-	(-)	493	(8.86)	-	(-)	
93	高知市	771	(19.94)	-	(-)	56	(1.45)	
94	長崎市	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
95	熊本市	16	(0.24)	32	(0.49)	0	(0.00)	
96	大分市	292	(7.43)	30	(0.76)	125	(3.18)	
97	宮崎市	-	(-)	107	(3.12)	-	(-)	
98	鹿児島市	157	(2.79)	988	(17.55)	7	(0.12)	
全国平均				(6.05)		(3.50)		(0.64)

※本資料における支援割合とは、就業相談、就業支援講習会、就職件数の児童扶養手当受給者数(平成17年3月)に占める割合である。

養育費確保に関する最近の取組み

1. 養育費に関する規定の創設（15年4月施行）

母子及び寡婦福祉法を改正し、養育費支払いの責務等を明記した。

2. 強制執行手続の改善

○手続きの改善

養育費等の強制執行について、一度の申立てで、将来の分についても給料等の債権を差し押さえることができるようにした。（平成15年の民事執行法改正（16年4月施行））

○間接強制の導入

養育費等の強制執行について、直接強制（債務者の財産を換価して、そこから弁済を受ける方法）のほか、間接強制（不履行の場合には上乘せ式的に金銭を支払うよう債務者に命じて、自ら履行することを心理的に強制する方法）も可能とした。（平成16年の民事執行法改正（17年4月施行））

3. 養育費算定基準の周知等（16年3月）

養育費の相場を知るための養育費算定表や、養育費の取得手続の概要等を示した「養育費の手引き」を作成（8千部）し、母子家庭等に対する相談において活用してもらうべく各自治体に配布。

4. 養育費の取得に係る裁判費用の貸付（15年4月）

母子寡婦福祉資金の一環として、養育費の確保に係る裁判費用については、特例として生活資金を12ヶ月分（約123万円）一括して貸し付け。

5. 各種相談の実施

母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、養育費の問題に関し弁護士等による相談を実施するなど、各種相談を実施。

6. 離婚届届け出時等における養育費取り決めの促進策の実施（17年8月）

離婚する時などをとらえて、子の養育に関する法的義務について周知し、養育費の取決め書の作成を促すことが有効と考えられることから、「養育費に関するリーフレット」を作成（40万部）し、市町村へ配布。

（活用方法）

母子家庭等対策部署と戸籍事務等関係部署と連携の上、

- ① 離婚届用紙交付時に、養育費に関するリーフレットの配布
- ② 関係部署の窓口へのリーフレットの設置
- ③ 養育費の確保の促進に向けた広報活動

など、リーフレットを活用し、養育費の確保の促進策を実施。

（参考）

母子及び寡婦福祉法

（扶養義務の履行）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、母子家庭等の児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するために広報その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

民法

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2・3 （略）

表面

養育費の取り決めにしましょう

養育費の支払いは
親としての当然の義務です

●養育費の支払いは親としての当然の義務です

(民法第766条、第877条・母子及び寡婦福祉法第5条 下欄参照)

未成年の子どもがいる夫婦が離婚した場合、父母のどちらかを親権者として定めることとなりますが、親権者とならなかった親も、子どもの親であることには変わりなく、親として子どもを養う責任を分担しなければなりません。

●養育費の取決めの内容は書面で・・・

養育費の額、支払い方法、支払う期間などについてできるだけ具体的に明確に記載した上、父母が署名するなどして、後々取り決めの内容について争いが生じないようにすることが肝要です。



●民法（民法第四編第五編）（明治29年法律第89号）

第766条 父母が協議上の離婚をするときは、子の監護をすべき者その他監護について必要な事項は、その協議で定める。協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所が、これを定める。

2 子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、子の監護をすべき者を変更し、その他監護について相当な処分を命ずることができる。

3 前二項の規定によっては、監護の範囲外では、父母の権利義務に変更を生じない。

第877条第1項 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

●母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）

第5条 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童の養育に必要な費用の負担その他当該児童についての扶養義務を履行するように努めなければならない。

2 母子家庭等の児童の親は、当該児童が心身ともに健やかに育成されるよう、当該児童を監護しない親の当該児童についての扶養義務の履行を確保するように努めなければならない。

厚生労働省

裏面

【養育費に関する取決めの参考例】

子の養育費に関する取決め

父_____（以下、甲という。）、母_____（以下、乙という。）は、
甲乙間の子_____（以下、丙という。）の養育に関して次のとおり取り決める。

第1条 甲と乙は、丙の親権者を乙と定める。

第2条 甲は乙に対し、丙の養育費として、平成____年____月から、丙が満20歳に達する月までの間、毎月末日までに、月額金_____円を、下記銀行口座に振込み送金する方法により支払う。

但し、上記の金額については、物価の変動その他事情に変更が生じたときは、別途協議して定める。

_____銀行_____支店

普通・当座預金口座

番号_____

口座名義人_____

年 月 日

住 所

氏 名_____ 印

住 所

氏 名_____ 印

(注) この様式は、養育費を取り決める際の参考として掲載しており、それぞれの事情に応じてその内容を適宜変更する必要があります。養育費の取決めに関してご不明な点等ございましたら、お近くの母子家庭等就業・自立支援センターや福祉事務所等にご相談ください。